

中小企業ぎふ

Vol.662

2019年9月25日 隔月25日発行

岐阜県中小企業団体中央会

岐阜市数田南5丁目14番53号
OKBふれあい会館9階

☎ 058-277-1100

HP <http://www.chuokai-gifu.or.jp>

連携の力で無限の可能性にチャレンジ!

～中央会は、組合・中小企業の挑戦を応援します～



(有)富田製本の製本工場:「折機」

クローズアップ企業 2～3

岐阜県製本紙工工業組合 組合員

「有限会社富田製本」

～一級製本技能士が技術をつなぐ～

組合紹介 4～5

協同組合下呂ショッピングセンター

～地域の商業者が地域を支える～

組合等の活動 6～7

- ・美濃手すき和紙協同組合 オリ・パラ表彰状製作を開始!
- ・益田建設業協同組合 創立60周年記念講演・祝賀会を開催
- ・岐阜県米菓工業協同組合 創立70周年記念式典・祝賀会を開催
- ・岐阜和傘 組織化に向けて検討を開始
- ・協同組合飛騨木工連合会 家具フェスティバルを開催
- ・高山建設業協同組合 事業承継セミナーを開催
- ・岐阜県プラスチック工業組合青年部 SDGs を学ぶ

特集 第71回全国大会要望事項

東海・北陸ブロック案 8～15

中央会の活動 16

- ・地域資源事業 最終年度キックオフ
- ・ぎふものづくり連携倶楽部活動報告
- ・中央会日誌

組合事務局キラキラ職員レター 17

- ・岐阜生花市場協同組合
- ・協同組合陶の里いちのくら

組合士の問題に挑戦! 17

景況レポート 18～19

全国の先進組合事例 20

- ・滋賀県菓子工業組合
- ・播州皮革工業協同組合

インフォメーション 21～22

- ・組合士検定試験のご案内
- ・読者プレゼントコーナー
～アンケートに答えてプレゼントをもらおう!～
- ・中央会 職員コラム
- ・組合事務局スキルアップ講座のご案内
- ・ぎふものづくり連携倶楽部からのお知らせ

クローズアップ企業

岐阜県製本紙工工業組合

有限会社富田製本

日頃手に取っている書籍や雑誌、パンフレット、ノートなどは、紙を綴る製本作業を施されたものです。紙の裁断・折り・丁合・綴じという工程を経て完成した際に断面やページが揃うには、実は製本の技術が凝縮されているのです。

今回は、「一級製本技能士」の岐阜県内での合格者第1号・2号である兄弟が経営する「有限会社富田製本」を訪問し、組合の副理事長をつとめる山本朗取締役（兄）と、4年前に兄から代表を引き継いだ山本孝代表取締役（弟）にお話を伺ってきました。



《企業概要》 住所：大垣市本今4丁目43-4

電話：0584-89-9010

FAX：0584-89-8976

代表：山本 孝

主な事業：製本紙加工業

◎御社のこれまでの沿革についてご紹介ください。

◆ 製本は手作業から機械化の時代へ

祖父が大垣で創業し、60年以上になります。当初は久瀬川町、その後区画整理で南若森町に移転し、昭和59年に法人化、昭和63年から現在の本今町の工場で製本紙加工を行っています。

創業当初は紙を切るのも折るのもほとんどの工程が手作業で、製本方法は和綴じや針金綴じが主流でした。昭和40年代頃から製本用の機械が普及し始め、当社でも父の時代に機械化を進めたことから、企業パンフレット、県内全学校の生徒手帳、企業の複写伝票、スーパーのチラシなど、オールラウンドに手掛けてきました。その中でも手作業で行う和綴じを引き続き受注しており、とにかく忙しかったと記憶しています。私たち兄弟も子どものころから手伝いをしていましたので、自然とこの道に進みました。

現在はピーク時と比較すると需要は落ち着いていますが、無線綴じ、中綴じ、上製本、各種紙折など多様な製本を手がけています。

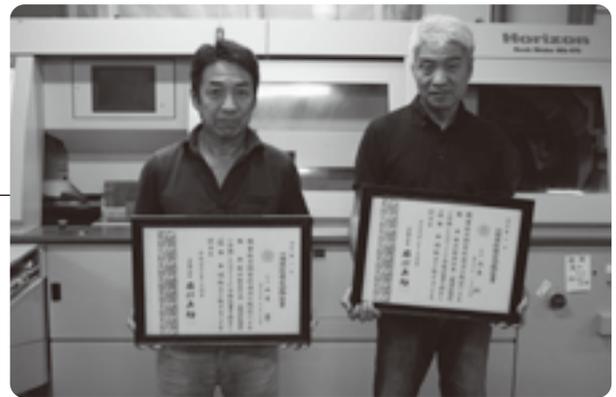
◎御社の特徴や方針を教えてください。

◆ 「紙は生き物」

技術力を活かした製本が当社の特徴です。

「紙は生き物」と言われるほど温度や湿度の影響を受けるもので、製本においてはその「生き物」である紙の声を聞き、向き合うための技術力が求められます。その日の天候の他にも、紙質や印刷されたインクの種類によって、機械のスピードやローラーの圧力、角度などを微調整しながら作業を行わなければ、製本の出来栄が変わってしまいます。

製本は「折り」と「綴り」で決まると言われます。また、製本は印刷物の作成における最終仕上げであり、完成した印刷物に価値を加える大切な工程だと考えています。



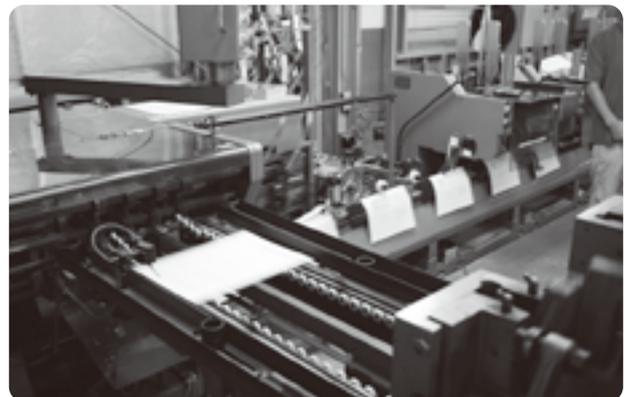
山本孝社長（左）と山本朗取締役（右）
製本技能検定一級の合格証書とともに

◆ 製本技能検定一級を取得

私たち兄弟は岐阜県内で初めて「製本（雑誌製本作業）技能検定一級」に揃って合格し、1号・2号として認定されています。技能検定試験では、製本の知識に関する筆記試験はもちろん、製本作業を実際に行う実技試験では機械の操作と手作業の両方があります。

私たちのように製本に携わっている者が本屋に行くとき、職業柄いろんな雑誌や書籍などを手にとって製本の仕方をまじまじと眺めてしまうのですが、雑誌や書籍からパンフレットに至るまで多くの印刷物は折りや綴りといった工程を経ており、製本の技術やノウハウの塊なのです。

皆さんにも普段何気なく手にする印刷物の中から“製本”の技術を感じていただけたら、と思います。



中綴じ機

組合概要

岐阜県製本紙工工業組合

理事長 今井 桂一(株式会社今井製本)
〒500-8801 岐阜県岐阜市忠節町2丁目4番地
組合員数:18人
主な事業:共同購買事業、教育情報事業 等

岐阜県製本紙工工業組合は、県内の製本紙加工業者により昭和38年に設立されました。

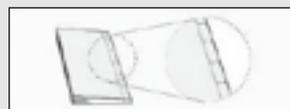
“中綴じ”に使用する針金、“無線綴じ”に使用するボンド(ホットメルト)、完成した印刷物を納品する際に使用する包装紙など、製本作業に必要な副資材の共同購買事業が柱となっています。

毎年11月に各務原市の中央図書館周辺で開催される「ブックフェスティバル」で製本を体験するコーナーを出展しているほか、大学に出向いて製本作業を教える出前講座の講師を務める組合員や地元の中学生の就業体験を受け入れている組合員もおり、一般の方に馴染みのない「製本」をPRする取り組みにも積極的です。

組合事務局には、組合員への資材の配達もこなす、明るく面倒見の良い事務局長(80)がいらっします!

製本の種類 一部を紹介します

和綴じ (和本)



本の背に穴を開け、糸を通す方法です。昔ながらの味わいと手づくり感があります。
【用途】文集、郷土史、教本など

無線綴じ



本の背を糊付けする方法です。
【用途】週刊誌、報告書など

中綴じ



本の中心をホチキスで留める方法です。
【用途】カタログ、情報誌など

上製本



ハードカバーとも言います。丈夫な作りです。
【用途】書籍、記念誌、絵本、辞書など



裁断機

◎経営をしていく上で大切にしていることを教えてください。

◆ 期待を裏切らない

人も会社も同じで、裏切らないことです。仕事を受注する上で、完成品の品質はもとより、納期を確実に守ることを一番大切にしています。繁忙期には短納期で依頼されることもありますが、それは当社に対する期待の表れだと受け止め、一旦引き受けた以上は必ず期限内に仕上げています。

また、主な客先である印刷業界では日進月歩で技術革新が進んでおり、製本の納期はさらに短くなっています。こうしたスピードに対応するための努力は必要である一方、相互にコミュニケーションを図ることも大切にしています。

私たちの父は、仕事に関しては非常に厳格な人でした。特に、取引先から受けた仕事に対しては“納期は必ず守る”という責任感も人一倍。そして製本という仕事に誇りを持っていました。また、印刷会社の方とも積極的に交流をしていました。私たちもそのような父の姿を見てきましたので、父の思いが体に染み付いているように思います。

◎組合に期待することは何ですか？

◆ 異業種連携の促進を期待

組合では、製本作業に必要な副資材などの共同購買事業を実施しており、事務局が主体となって積極的に動いてくれています。組合員の相互交流の場として年に複数回懇親会を開催するほか、愛知県製本工業組合や全日本製本工業組合連合会とも連携して情報交換や親睦を深めています。

今後は製本業に限らず、出版や全く別分野の家具やペンキ屋など、多様な異業種との交流を期待しています。色々な業界の色々な考え方を知ること、自組合や企業に還元できたらと思っています。

◎最後に御社の今後の展望、抱負をお聞かせください。

◆ 新たなモノを生み出す努力を

機械化が進む中で印刷会社の製本工程内製化が進むなど厳しい経営環境にある一方で、“紙折に10年”といわれているほど機械を使いこなすための技術が必要と言われていいます。また、和綴じなど手作業の風合いが喜ばれるものもありますので、これまで培った技術にさらに磨きをかけていきます。

インターネットの普及により紙媒体は大幅に減少し、マンガ、雑誌、小説から新聞に至るまで、スマホやタブレットが1台あれば用が足りる時代です。今後こうした流れが加速する中で、素晴らしい製本の書籍を手取ることの満足感、お気に入りの本を所有する喜び、ページをめくる感覚など、デジタルでは味わえないことを、将来にわたって伝えていきたいという思いもあります。製本という仕事を通じて私たちに何ができるか考えていく必要を感じています。

「虎穴に入らずんば虎児を得ず」を信条とし、既存の機械設備の有効活用をしつつ新たな活路を見出す努力をしていきたいです。

※組合員企業の掲載希望がございましたら、企画振興課までお知らせください。

組合 紹介

こんな活動をしています！

本会は、多種多様な業種・業態の組合等が会員となっており、これが本会の特徴でもあります。各組合がその特徴を活かし日々活動を続けていますので、皆様の仲間を紹介します。



協同組合下呂ショッピングセンター

- 理事長 井上 一徳
(有限会社下呂ひごや 代表取締役)
- 組合員数 11人
- 設立年月 昭和61年10月
- 住所 下呂市小川1236-1
- TEL 0576-25-5700

下呂温泉の玄関口に位置し「ライフアップタウン」として地域住民の生活を支える大型ショッピングセンター「Pia(ピア)」を運営する協同組合下呂ショッピングセンターを訪問し、井上理事長に組合の歴史や活動、今後の展望などを伺いました。



◆組合の歴史・活動

■「地元主導型ショッピングセンター」を高度化事業により実現



井上理事長

ショッピングセンター「ピア」は生鮮食品から日用雑貨、衣料品などの生活必需品から運動や娯楽まで、ワンストップで揃うショッピングセンターです。また地域の方が集う憩いの場所として、多くの方に親しまれています。

日本三名泉の温泉地であり千年以上の歴史を持つ下呂においても近代化の波が押し寄せ、昭和56年、町内への大手スーパーマーケットの進出計画が持ち上がりましたが、地元商店街の反対運動により「大型店出店凍結宣言」が採択されました。その後、県による下呂町広域商業診断が実施され、地域の有志により「地元主導型ショッピングセンター研究会」が発足。高度化事業を活用した実施計画の検討を何度も重ね、昭和61年に組合を設立、昭和62年4月に下呂ショッピングセンター「ピア」がオープンしました。

地域経済の発展や生活者のニーズに応えることはもちろ

ん、出資した商業者にとっての幸せも実現する「ハッピービジネス」を目指しています。

■二度の大規模リニューアルにより店舗を活性化

大型ショッピングセンターの開店は地域の方にも大変喜ばれ、売上げは順調に推移しました。しかし、競合店の出店や顧客ニーズの多様化により苦しい時期を迎えたことからリニューアル実施のための活性化委員会を設置し、中小企業高度化補完資金を活用して平成9年に増床及び全面改装を行いました。

さらに平成26年には国と市の補助金を活用し、空調設備の更新、照明のLED化、駐車場の整備、看板の改装等を実施しました。空調と照明の改装により、電気料金は2~3割減少しランニングコストを大幅に削減することができました。

■円滑な事業運営には横のつながりが大切

組合では店舗の維持管理のほか、「販売促進委員会」を中心とした共同売り出しやイベントの実施、ピアカードの発行等を行う共同宣伝及び販売促進事業、買い物袋やプライスカード等の共同購買事業、接客や店舗づくり、カードポイント活用方法などの研修を開催する教育情報事業を行い、サービスの向上に努めています。

事業運営には各店舗のお客様の声はもちろん、「お客様BOX」に寄せられる声も参考にしています。最近では若い世代からWi-Fiを希望する投稿があり、早速実現させました。

また、日頃から「横のつながり」を大切にしており、従業員も参加する懇親会を行っています。夏には閉店後の駐車場でバーベキューをしたこともあります。

事務局は一級建築士の資格を有する専務理事が中心となり、細やかな施設メンテナンスや補助金の申請書作成を自らが行うなど、多岐にわたり組合事業を支えています。



研修の様子

◆組合が目指す方向性とは

■スピーディーな決断で時代の変化に対応

刻々と変化する時代に対応するため、執行部を強化しスピーディーな意思決定ができる体制をとっています。以前は全組合員が参加する会議を頻繁に開催し夜遅くまで

話し合うことが多々ありましたが、組合員からの声をもとにした執行部案を提案して議論することで、充実した意見交換ができ、会議時間も短縮できています。長年の課題であった賦課金については、組合員の業種や売り場面積等の多様な状況を最大限考慮した基準の構築ができ、安定的な組合運営につながっています。

井上理事長は「組合施設は30年以上経過していますが、目には見えない部分までメンテナンスをしているおかげで、次世代につなぐ価値のある資産として維持できています。私は設立時から組合に携わっていますが、当時のメンバーは若干名となり、組合員の世代交代が進んでいます。すでに販促委員会は若手が運営しており、今後も世代交代を促進し、若い人の発想による新たな活動を期待しています。組合として大切なことは組合員の商売繁盛であり、

賦課金値下げの検討なども含めテナントの撤退がないように組合員のために何ができるかを考え実行していきたいです。今後も地域の生活文化を支える施設として皆さんに親しんでもらえるように最善を尽くします」と語られました。



井上理事長と中川専務理事(右・一級建築士)は設立時からのメンバー

業界豆知識

高度化事業とは？

都道府県と中小機構が資金融資・アドバイスという両面から中小企業者をサポートする事業です。

【高度化事業のメリット】

- 貸付条件の優遇された融資
「長期」「低利」の固定利率で貸付を受けられます。事業メニューによっては「無利子」もあります。
- 専門的な立場からの診断助言の実施
事業計画の作成段階から貸付後の経営アドバイスまで、中小企業診断士等によるサポートが無料で受けられます。
- 市街化調整区域の開発許可
高度化事業計画として認定されると市街化調整区域への開発許可に基づき貸付対象施設を設置することが可能となります。農地転用も可能です。

【人手不足や新たな事業に対応】

- 最先端設備の導入や業務の自動化で人手不足を解消したい
 - 企業合併・業務提携で事業承継や後継者問題を解消したい
 - コスト削減のために仲間の企業と共同で利用する物流拠点を作りたい
- 経営の効率化を目的に最先端設備を導入したり、共同利用施設を建てたりするのは高度化事業のオーソドックスな活用方法です。また、特別な法律※1の承認や認定を受ければ、合併や出資会社の新設にも使えるため、後継者対策としても有効です。



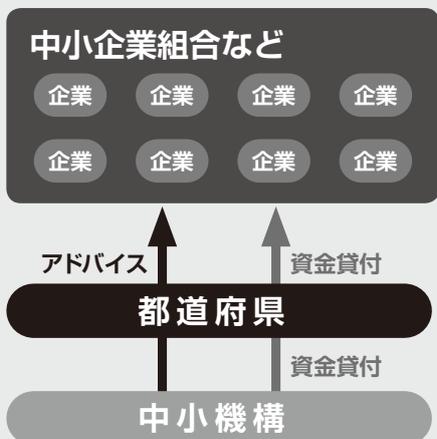
IoTやAI等最新設備の導入に！



合併で後継者問題も解消！

※1 中小企業等経営強化法や流通業務総合効率化法など

【高度化事業のスキームイメージ】

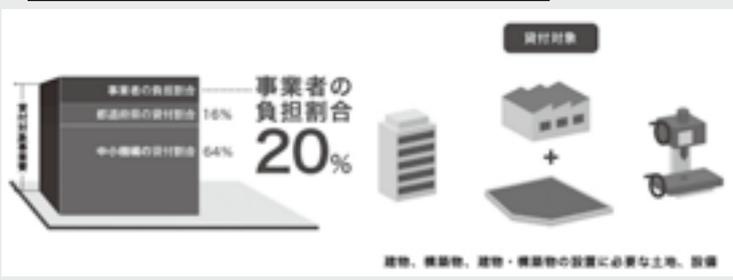


高度化事業は、基本的に中小企業単体を支援するものではなく、同じ目的をもつ企業同士で組織する中小企業組合等のグループを支援する事業です。

【貸付条件】

- 貸付期間：最長20年以内(うち据置期間3年以内)
- 貸付利率：0.45% (H31年度貸付決定分適用。利率は毎年度見直し)
※特別な法律の認定に基づく事業計画、災害復旧に係る貸付等の場合は、無利子になる場合あり
- 貸付割合：原則として貸付対象事業費の80%まで
- 貸付対象施設：土地、建物、構築物、設備
(いずれも資産計上されるもの)
- 貸付対象者：中小企業組合など
(高度化事業の種類毎資金貸付に規定)
- 担保・保証：都道府県の規則に基づく

自己資金20%、貸付額=貸付対象事業費の80%



建物、構築物、建物・構築物の設置に必要な土地、設備

※組合紹介への掲載希望がございましたら、企画振興課までお知らせください。

「美濃手すき和紙」オリ・パラの表彰状製作を開始!

美濃手すき和紙協同組合（鈴木竹久理事長）

美濃市の「美濃手すき和紙」が2020年東京オリンピック・パラリンピック各競技の入賞者に贈られる全ての表彰状に採用が決定されたことを受け、美濃手すき和紙協同組合の組合員らが総動員し、早速製作にあたっている。

表彰状に採用された紙は美濃手すき和紙で、製作に携わるのは美濃手すき和紙（協）の全組合員17工房で、従業員らを含めて35名程度に限られる。原料の太子那須楮（だいごなすこうぞ）を仕込み、手作業でチリを取り除き、簀桁を揺らして紙をすき、乾燥する工程は、全て職人の世界。17,600枚の表彰状を来年3月までに納品予定としている。

作業は美濃和紙の里会館に隣接する「和紙の里わくわくファーム創造交流館」の工房に集結し行う。

鈴木理事長は「採用は大変名誉なこと。時間が限られる中で、美濃手すき和紙の名にふさわしい品質で

おさめることは重責であるが、全組合員が協力して取り組んでいることは誇りである。本美濃紙保存会員から若手の職人までが一堂に会すことで、後継者育成の機会にもなっている。納品まで全力を尽くしたい」と語った。



わくわくファームに集結して作業

組合創立60周年記念講演・祝賀会を開催

益田建設業協同組合（今井勝治理事長）

益田建設業（協）は組合創立60周年を迎えるにあたり、9月7日下呂交流会館で記念講演、水明館で祝賀会を開催し、今後のさらなる発展を誓った。

当組合は益田土建組合を母体に昭和34年に設立され、生コンクリート等建設資材の共同購買事業を中心に、除雪及び凍結防止剤散布や債権譲渡方式の出来高査定を委員会で行うほか、近年では青年部が人材確保をテーマに研修会を実施するなど、積極的な活動を継続している。

記念講演では元大相撲小結の舞の海秀平氏が「可能性への挑戦」をテーマに講演、その後水明館に場所を移し、今井理事長のあいさつにより記念祝賀会が幕を明け、60周年を盛大に祝った。



今井理事長あいさつ

組合創立70周年記念式典・祝賀会を開催

岐阜県米菓工業協同組合（栗本森義理事長）

岐阜県米菓工業（協）は組合創立70周年を迎え、9月18日に都ホテル岐阜長良川で記念式典及び祝賀会を開催した。

組合では昭和25年の設立以来、原料米の安定確保のための共同購買事業を行っている。また、県の研究機関と協力して製造技術研修を長年にわたり開催するなど、県内米菓製造の発展に貢献した。青年部は昭和54年に発足、現在も毎月研究会を行うなど活発に活動しており、後継者育成にもつながっている。

式典では、役員功労者及び組合職員功労者に対し知事表彰の授与式も執り行われた。続いて行われた祝賀会では、二胡の演奏を楽しみながら70周年の歴史を振り返り、組合員が懇親を深め、今後のさらなる発展を誓った。



県知事表彰の贈呈

岐阜和傘の後継者育成を目指して組織化を検討

(仮称) 岐阜和傘協同組合 (藤澤暁夫発起人代表)

和傘職人ら6名が集結し、岐阜和傘作りの後継者育成を目的とした組織化を目指している。最終的には岐阜和傘ブランドの確立が目標。

組織化に向け、中央会の組合等ブランド強化支援事業を活用し、中央会職員(担当:小林)の他、NPO法人ORGAN理事長の蒲勇介氏を専門家として交えて検討を進めている。8月1日の第1回目検討会を皮切りに、後継者育成のための事業スキームの構築や実効性の高い事業計画の策定に取り組むとともに、協同組合やNPO法人、一般社団法人などの中から最適な組織形態を検討し、12月を目途に設立を目指している。資金調達にはクラウドファンディングの活用なども検討しており、今後の動向が注目される。



検討会の様子

「飛驒の家具®フェス」開催「飛驒の匠」の最新版も。

協同組合飛驒木工連合会 (白川勝規理事長)

(協) 飛驒木工連合会は、9月4日から8日まで飛驒・世界生活文化センターで「飛驒の家具®フェスティバル」を開催した。

今年は「心の豊かさ」をメインテーマに組合員らの新作の椅子やテーブルなどが展示され、業界関係者のほか一般消費者らで賑わった。会場中央には「THE MALL」をテーマにショッピングモールの共用スペースがメーカーの枠を超えた家具でコーディネートされた。

同4日には飛驒の名工たちの歴史などをまとめた「新・飛驒の匠ものがたりIV」を出版。飛驒から都までの匠の道のりを示した地図にQRコードを記載しスマホと連動した内容となっている。



THE MALLをテーマとした展示

事業承継セミナーを開催

高山建設業協同組合 (大山龍彦理事長)

高山建設業(協)は8月23日、中央会の組合等活動支援事業を活用して「事業承継対策について～地方の建設業者が生き残るために～」をテーマに研修会を開催した。

地方の中小建設業者は事業承継に対する不安を抱えており、講師の税理士法人m'sソレイユの三浦陽平氏は、親族に後継者がいない場合の従業員への譲渡やM&A等について具体的な事例をもとにアドバイスを行った。

参加者からは「事業承継に早期に取り組む必要を感じた」「不安が払しょくされた」といった声が聞かれた。



青年部でSDGsを学ぶ

岐阜県プラスチック工業組合青年部 (山岡大輔部長)

県プラスチック(工組)青年部は「経営戦略としてのSDGsを学ぶ」をテーマに中央会の青年部研究会事業を活用した研修会を8月26日に開催した。SDGsファシリテーターであり(有)原野化学工業所副社長の原野裕氏を講師に迎え、SDGs(持続可能な開発目標)が「なぜ必要なのか」「取り組むことでどんな可能性が生まれるのか」を学んだ。

原野氏は自社のプラスチックリサイクル業においてSDGsを経営に導入している具体的な取り組みを紹介し「SDGsにはビジネスチャンスがある。目標達成には行動のトランスフォーム(変革)とパートナーシップが鍵となる」と述べた。



第71回中小企業団体全国大会に係る 要望事項(東海・北陸ブロック案)

東海・北陸ブロック中央会では、各県の中央会より提出された国等に対する要望事項について、「東海北陸ブロック事務局代表者会議」において「東海・北陸ブロック中央会要望事項」をとりまとめましたのでご報告します。
なお、全国中央会では、各ブロックから出された要望事項をとりまとめ、11月7日に鹿児島県鹿児島市の「鹿児島アリーナ」で開催する『第71回中小企業団体全国大会』において決議する予定です。

※岐阜県からの要望事項を反映している部分について、太字で示しています。

1 総合・組織

1. 景気対策及び中小企業対策・中小企業連携組織対策

1. 地域経済と雇用を支える中小企業・小規模事業者が安定した企業経営を行えるようスピード感を持った切れ目のない景気対策、具体的かつ効果的な経済対策を講じること。

(1) 地域の実情に応じた適時・適切な景気対策を実施すること。

2. 中小企業対策・地域中小企業支援対策の拡充

(1) 中小企業支援施策は、地域経済を支える中小企業の成長を強力に後押しするとともに、地域の実情に応じて適切で分かりやすい施策とすること。とりわけ、全体の9割を占める小規模事業者の意欲ある取り組みを強力に支援すること。

(2) 補助金等支援策の情報周知を徹底し、本来必要な企業に情報が行き渡るよう配慮するとともに、事業の妨げとならないように申請に係る事務手続きを簡素化すること。

3. 中小企業連携組織対策の充実・強化

(1) 中小企業連携組織を育成・支援するため、中小企業連携組織対策予算を大幅に拡充すること。

(2) 小規模企業振興基本法による小規模企業者に対する支援策の拡充に伴い、小規模企業者で組織する組合等についても各種補助金の補助率を引き上げるなど、早急に支援の充実を図ること。

(3) 事業協同組合をはじめとする中小企業連携組織は、個別企業では対応の難しい生産性の向上や人材の確保などに大きな役割を果たしていることから、中小企業連携組織対策を中小企業対策の重要な柱として位置付け、拡充するとともに、同対策の実施を担う中小企業団体中央会の指導体制を強化し、中小企業等協同組合法などによる連携組織を積極的に支援できるよう十分な予算措置を講じること。

(4) 中央会のコーディネート機能を強化するため、中央会指導員の資質向上を強力に支援すること。

2. 官公需対策

国は、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(官公需法)並びに毎年度出される「中小企業者に関する国等の契約の方針」に基づき、中小企業者並びに官公需適格組合への官公需発注の増大に努めること。

また、より一層の官公需施策の充実・強化を図るとともに、中小企業向け官公需施策の適切な運用を図るため、次の対策を講じること。

(1) 官公需適格組合は、官公需の受注体制が整備されていることを中小企業庁が証明した組合であることから、国だけではなく、地方公共団体も発注に際して優先的に活用すること。

(2) 適正価格での受注確保のため、国等は最低制限価格制度を導入するほか、著しい低価格による落札が行われないよう低入札価格調査制度を積極的かつ適切に運用すること。

(3) 採算度外視で入札する事業者を防止するため、競り下げ方式(リバース方式)による入札は廃止すること。

(4) 少額随意契約制度を活用できることを定めている「予算決算及び会計令」並びに「地方自治法施行令」の実効性を高めるとともに、その適用限度額を大幅に引き上げること。

(5) 地方公共団体に対しても国と同様の「契約の方針」で示した中小企業者向け発注目標金額及び目標割合の策定を義務付け、契約実績の確保に努めること。

(6) 防災・減災に向けた取り組みとして自治体と災害協定を結んでいる中小企業組合とは、官公需契約を締結するなど業界の支援に努めること。

(7) 地方公共団体等の発注者に対して、官公需施策及び地元中小企業者への理解を深めるように指導を強化すること。

3. 情報化支援の拡充・強化(IT化)

1. 中小企業並びに中小企業組合へのIT化のためのハード面(情報機器導入資金補助等)・ソフト面(情報担当者育成、システム開発支援等)の支援体制を拡充・強化すること。

2. 個人情報保護法への対応、情報セキュリティに関する専門人材の育成や中小企業における情報セキュリティ対策に対する一層の支援を拡充すること。

3. IoT、AI、ビッグデータについて、中小企業においても活用できる事例の収集や共有、導入のための助成制度や優遇措置の拡充や創設、さらには、高度で専門的なITスキルを習得できるような人材育成研修・教育の充実などに対する支援を充実すること。

4. 情報化の進展に伴いサイバー攻撃の脅威が増加しており、企業がサイバー攻撃を受けると金銭的な損失に留まらず、取引先の信用も失うなど多大な被害となる可能性が高く、その対策への取り組みが重要であるが、中小企業にとって設備導入やシステム導入は負担が大きいいため、補助金等の支援措置を講じること。

5. サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)の継続・拡充を図ること。

4. 組合士制度

中小企業組合士の社会的地位と資質向上を図るため、中小企業組合士制度の積極的な振興策を講じること。

5. 組合制度

中小企業組合が景気の変動に対応し継続して活性化

するとともに、組合員の経済活動の促進を図り円滑な組合運営を行うため、次の組合制度を改善すること。

- (1) 員外利用制限を緩和すること。
- (2) 指名推選の方法による選挙方法の採用並びに候補者の同意に要する条件を、「出席者の3分の2以上の同意」で実施できるよう緩和すること。
- (3) 円滑な組合事業推進を図るため、商店街振興組合における員外理事の制限を緩和すること。
- (4) 事業協同組合及び商店街振興組合等の設立要件を緩和すること。
- (5) 協同組合や商店街振興組合等において事業承継が円滑にいかず、廃業を検討している組合員に対しての支援として、組合自体が事業承継につながるよう、その組合員の経営を行うことができるように共同事業の範囲を拡大すること。
- (6) 協業組合は、需給構造の変化など事業転換を余儀なくされる場合に、所管行政庁の認可を受けて協業対象事業以外の事業を行うことができるが、今後、急激な経済環境の変化等により、事業の継続が突然困難となる場合も想定されることから、組合に体力があるうちに事業転換を図ることができるよう、要件を緩和すること。

6. 建設関連業種への支援

1. 建設業は、地方にとって経済、雇用、地域の活力を左右する重要な産業であり、社会資本の整備、維持管理を通し、災害時の対応など住民の安心・安全に寄与する産業である。その担い手である地方中小企業の健全な利益の確保と計画的な人材確保・養成、設備投資が必要であることから、地方中小企業向け公共事業に対する長期的かつ安定的な発注計画を作成すること。
2. 将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に向けて、適正な利益を確保するため、最低制限価格の引き上げと設定範囲の上限撤廃を行うこと。
3. 中小建設事業者並びに建設関連事業者が、公共工事の削減に対応するために行う経営革新及び経営基盤強化に対し各種支援策を講じること。

7. BCP対策

BCP(事業継続計画)の策定やBCM(事業継続マネジメントシステム)構築について、中小企業組合等を通じた計画策定に対する助成等の支援策を講じること。

8. 地域資源の活用支援

地域資源を活用し、地方経済の実態に即した景気対策を実施するため、以下の支援を講じること。

- (1) 地産地消の推奨を図るため、公共物件における地域産材等の使用を制度化すること。
- (2) 農・商・工連携や地域ブランド等の魅力ある地域資源の活性化支援策を拡充・強化すること。
- (3) 訪日客によるインバウンド消費促進につなげるために、観光資源及び地域資源の海外PRに関する支援策を拡充・強化すること。
- (4) 国産木材の安定供給、活用促進のための支援策を拡充・強化すること。

9. 中小企業の海外販路開拓支援の強化

国内中小企業が今後とも成長・発展を遂げるには、アジア諸国をはじめとする海外市場を取り込んでいく必要があるため、経験が乏しい中小企業が海外展開に取り組むうえで必要な情報やノウハウの提供、フイージビリティスタディやプロモーション活動などについての支援策を積極的に努めること。

10. 人材確保・後継者育成・事業承継対策

1. 中小企業の後継者育成に関する支援策を拡充・強化するため、広い視野や新しい視点から業界や社会情勢を見ることができると人材育成に努めている組合青年部・女性部組織等を活用した資質向上や地域経済のリーダー養成に向けた活動等に対する助成措置等後継者育成支援策を講じること。
2. 中小企業の持続的な発展を促進するため、M&Aを含めた親族外承継に関する支援策を拡充・強化すること。
3. 後継者育成・事業承継・企業の合併買収など中小企業の存続に関する情報提供及び相談体制を強化すること。
4. 労働力の需給がひっ迫する中で、人材確保が困難な中小企業に対して、人材採用及び人材育成に対して支援をより一層強化すること。

11. 登録基幹技能者の優位性の確保及び国家資格化

登録基幹技能者制度は、現場の技術水準の向上や効率的な作業遂行に寄与するが、認定によるメリットが少なく更新者が減少しているため、登録基幹技能者の優位性の確保及び国家資格化を図ること。

2 税 制

1. 消費税

1. 消費税率引上げに伴う中小企業における事務負担軽減措置の導入等、十分な対策を取ること。
また、二重課税(ガソリン税、自動車取得税、酒税、タバコ税等)を早期に解消すること。
2. 特別措置法で時限的に認められている消費税の外税表示を恒久化すること。
3. 消費税の適正かつ円滑な価格転嫁を図るため、違反行為に対しては引き続き監視と摘発を徹底すること。
4. 現在、免税事業者については課税売上高が1千万円以下、簡易課税制度については課税売上高が5千万円以下の事業者に対して適用されているが、零細事業者の事務負担を考慮しこの制度を維持すること。
5. 消費税10%の引上げについては、令和元年10月に再延期されたが、軽減税率とインボイス制度は、中小企業に煩雑な事務負担を強いることになるため、導入にあたっては中小企業者に混乱を与えないよう配慮すること。
6. 消費税の申告作業は、決算確定作業に連動して行われており、法人税において確定申告書の提出期限の延長を受けている場合、消費税の確定申告を決算確定前にせざるを得ない状況は不合理であり、消費税の確定申告も法人税と同様提出期限の延長を認めること。

2. 法人税

1. 国際競争力の向上を図り、国内投資や雇用創出を促進するため、中小企業の成長を第一に、法人税率の更なる引き下げと中小法人に対する軽減税率の延長・引き下げを図ること。また、その適用所得範囲を撤廃すること。
2. 中小企業組合及び中小企業の法人税率を引き下げ、中小法人軽減税率の適用を「資本金3億円以下」に引き上げること。
3. 企業組合及び協業組合の法人税率を引き下げること。
4. 収益の悪化している中小企業の経営を支援するため、欠損金の繰戻し還付制度において、通算できる期間を前3年に拡充すること。また、欠損金の繰越控除期間の延長を図ること。
5. 法人実効税率引き下げに伴う代替財源として、外形標準課税の中小企業への適用拡大や中小法人向け租税特別措置の廃止は、依然として厳しい経営環境にあ

る中小企業に一層の負担を強いることになるため行わないこと。

3. 同族会社・事業承継税制

1. 同族会社の留保金課税制度は、中小企業が自己資本の蓄積を行い経営基盤の充実・強化を図ることを阻害するものであり、廃止すること。
2. 「個人版事業承継税制」が創設されるなど抜本的に拡充されたが、中小企業が事業基盤を損なうことなく、後継者に円滑に事業を承継し発展できるよう、自社株の評価方法等についての更なる見直しや簡素化を推し進め、制度の更なる充実を図ること。
3. 平成30年度税制改正において、対象株式数、納税猶予割合、雇用要件などが緩和されたが、非上場株式等についての納税猶予制度は、雇用維持要件を満たせなかった場合、書類の提出や助言が必要となるなど、依然として手間がかかるため、事業承継を円滑に行うために、さらなる緩和を行うこと。また、事業承継の円滑化のためには、取引相場のない株式評価方法の抜本的な見直しや非課税贈与額の拡大などにより、事業承継税制の一層の拡充を図ること。

4. 揮発油税、軽油引取税

1. 揮発油税、軽油引取税において、当分の間として措置されている特例税率(旧暫定税率)を早急に廃止すること。
2. 中小企業の経営の安定のため、軽油引取税の課税免除措置について恒久化を図ること。

5. 中小企業投資促進税制

中小企業の思い切った設備投資を可能とし、生産性の一層の向上を実現するため、新分野進出の際の税制優遇を含め、中小企業投資促進税制及び経営強化税制の更なる拡充を図ること。また、本税制について恒久化を図ること。

6. 自動車関係税制

1. わが国の自動車関係諸税については、税負担が複雑で過重となっており、さらに、消費税率の引き上げに伴い一段と税負担が重くなっているため、自動車関係諸税を整理し、軽減すること。
2. 課税根拠を失ったガソリン税や軽油引取税の特例税率は廃止すること。
3. 揮発油税は、消費税との二重課税であることから過重な税負担を見直すこと。
4. 低年式自動車に対する自動車税のあり方を見直すこと。

7. 事業所税の廃止又は軽減措置の拡大

政令指定都市や人口30万人以上の指定市などに課せられている事業所税の廃止、又は床面積1,000平方メートル以下の資産割、従業者数が100人以下である場合の従業者割の非課税範囲の拡大など、負担軽減措置の拡大を図ること。

8. 固定資産税における免税点の引上げ、見直し

現行の固定資産税の免税点は、土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円と規定されており、少額の固定資産でも税負担が生じている。特に、償却資産に係る固定資産税は、設備投資意欲を低下させる要因にもなっていることから、国内投資を活性化させる意味でも、免税点を引き上げること。また、高齢化社会の進行、人口減少により、「空き家」は増加の一途であり、放置され倒壊など問題となっているが、解体されない要因として、固定資産税の減額措置が適用外となるためであり、解体業者等のビジネスチャンスにつなげるためにも、空き家を処分しやすい税制を構築すること。

9. 食事支給の非課税枠の引き上げ又は上限の撤廃

近年、弁当製造のための原材料費の高騰等の影響もあり、製造コストが上昇しているが、その上昇分を価格に転嫁するにあたり、提供先である事業者の食事支給の非課税枠が所得税法上、月3,500円以下であるため、事業者は事業主負担が3,500円以下になるように調整しており、価格引き上げ交渉が困難となっている。このため、食事支給の非課税枠3,500円の引き上げ又は非課税枠の上限の撤廃を図ること。

10. その他中小企業・中小企業組合税制の充実強化

1. 「地球温暖化対策のための税」、いわゆる環境税の導入により、全化石燃料に対してCO2排出量に応じた税率が石油石炭税に上乘せられているが、中小企業者において過度の負担増とならないよう、免税・還付措置等の負担軽減措置を講じること。
2. 異常危険準備金は租税特別措置法上、火災等共済組合の「火災共済」のみ損金算入が可能であるが、他の「共済」についても同様の取り扱いとすること。
3. 賞与及び退職給付金の繰入の損金算入ができれば、中小企業の内部留保が増え、従業員の福利厚生の実現や経済活力を取り戻すことにつながるため、制度を復活させること。
4. 役員報酬の損金算入には、定期同額給与や事前確定届出給与など厳しい制約が課せられているが、経営基盤が不安定な中小企業の実態を踏まえ、役員報酬を弾力的に改訂でき、損金算入できる制度にすること。
5. 自社利用目的のソフトウェア(無形固定資産)の償却年数を、現行の5年から3年に短縮すること。
6. 消費の拡大を通じて経済活性化を図るため、資本金1億円以下の中小法人の交際費について年800万円まで損金算入できる時限措置(平成32年3月末まで)を恒久化すること。
7. 電力多消費産業に適用されている再生可能エネルギー発電促進賦課金の減免制度の見直しについては、企業の負担増となり、国際競争力の低下につながるため、実施しないこと。
8. 鉄筋コンクリートや鉄骨鉄筋コンクリート造りのホテル・旅館の固定資産税評価における最終残価率到達年数が50年から45年に短縮されたが、未だ大きな負担となっているため、さらなる短縮化を図るほか、法人税に準じた固定資産税の減免又は免除など見直しを確実に実施されること。
9. 事業用地や公共・公益性のある共同施設などへの固定資産税の軽減制度等、中小企業と地域にとって真に実効ある固定資産税の負担軽減のための措置を講じること。
10. 中小企業の思い切った設備投資を可能とし、生産性の一層の向上を実現するための税制の充実を図ること。

3 金 融

1. 中小企業金融対策

1. 金融機関への指導継続と中小企業への円滑な資金供給体制の確立
 - (1) 金融機関に対し、中小企業融資における金融検査マニュアルに基づき財務状況だけでなく技術力、販売力や成長性等経営実態を重視するよう指導を継続すること。
 - (2) 金融商品の特性を十分に説明するなど中小企業者へのきめ細かなコンサルティング機能を一層発揮し、中小企業の資金調達に支障を期たさないよう総合的な対策を継続して行い、中小企業への円滑で迅速な資金供給体制を確立すること。
 - (3) 従来型の産業に対しても金融機関の目利き能力によ

り資金の供給を図り、地域の資金は地域で回し雇用対策に繋げること。

- (4) 保険会社に対し、震災等の自然災害が発生した際は、より迅速な対応及び保険金の支払いを徹底するよう指導すること。
2. 経済対策に呼応した融資条件の緩和等中小企業金融対策の一層の充実
 - (1) 国内産業の空洞化、技術流出に伴う日本企業の国際競争力の低下を食い止める抜本的な経済対策を継続・拡充するとともに、中小企業者及び小規模企業者にも、資金面での迅速かつスムーズな融資制度の創設や事業承継を円滑に支援するための施策などの金融対策の更なる充実を図ること。
 - (2) 中小企業を支援するための各種金融対策において、長期間の融資、元金返済の据え置き期間の延長、信用保証に過度に依存しない融資の実現を図ること。
 - (3) 金融機関等において新規融資や事業承継時の対応を含めた既存保証契約の見直し時に、個人保証に依存しないガイドラインに基づく積極的な融資の推進を図ること。
 - (4) 法律の改正等により資金需要が生じている中小企業に対し新たな金融措置を講ずるとともに、政策金融で対象業種外とされている業種についても、環境対応への資金融資など目的により対象とするなど柔軟に対応すること。
 - (5) 既往貸付についても、中小企業者及び小規模企業者の経営資産を把握して条件緩和を図るなど、中小企業金融対策の一層の充実を図ること。
 - (6) 国産製品の購入資金の借り入れや事業協同組合が行う転貸融資に優遇金利を設定する等、国内産業に特化した地域密着型の金融政策を講ずること、国内及び各地域の景気浮揚を図ること。
 - (7) 震災復興のための資金については保証料率の更なる引き下げを図ること。

2. 政府系金融機関の更なる機能強化と融資制度の拡充

1. 中小企業を取り巻く経営環境は依然として厳しく、商工中金及び日本政策金融公庫の果たす役割がますます重要になってきている。
中小企業の状況を的確に把握し、実情に合った事業を展開するなど機能の強化を図るとともにガバナンスを徹底強化し、地域の中核となる中小企業、中小企業組合や地域資源を活用する企業連携体を支援するため、融資制度を拡充すること。
2. 資金提供の円滑化を図るため低金利への優遇措置を行うとともに、急激な経営環境の変化に対応するべく貸付枠の拡大を行い、統一的な運用ができるようにすること。
3. 商工組合中央金庫並びに日本政策金融公庫が行う、セーフティネット貸付制度をはじめとする融資制度については、対象業種の維持・拡充を行うこと。

3. 信用補完制度の充実

1. 信用補完制度については、企業の信用リスクに応じた信用保証のあり方を見直し、不動産担保や人的保証に過度に依存しない無担保融資・保証による融資制度の延長、対象業種の拡充及び貸付枠の拡大と中小企業の返済履歴を考慮した保証料率の引き下げ等の優遇措置を図り、震災復興のための資金については保証料率の更なる引き下げを図ること。
2. 保証審査期間の短縮や迅速な手続き、事務の簡略化、各種保証制度のPRの充実等を図り、中小企業者及び小規模企業者の資金調達の円滑化を図ること。
3. 信用保証協会のセーフティネット保証は資金調達力の弱い中小・小規模事業者をサポートする重要な施策である

ため、信用保証協会の基金補助金の確保及び信用保険向け政府出資金を確保すること。

4. 高度化融資制度の弾力的運用

1. 高度化資金融資は、中小企業基盤整備機構が都道府県と一体となって資金面から支援する制度であるが、手続に相当な期間を要するため、スピード感をもった貸付ができるよう中小企業基盤整備機構が独自で貸付を行うことが出来る方式を構築するなど高度化融資制度の充実強化を図り、個人保証については弾力的に運用すること。
2. 高度化資金の返済について、組合の運営は組合員の減少等により非常に厳しい状況にあり、当初の返済期限や返済額を履行できない組合が多数出てきているので、返済条件の緩和について一層弾力的に運用すること。

5. 中小企業倒産防止共済制度の見直し

中小企業倒産防止共済制度は、取り引き先の倒産・廃業など貸し倒れリスク及び連鎖倒産を防止する備えとして意義ある制度であるため、次の見直しを行うこと。

- (1) 共済金貸付時に貸付額の10%を掛金総額から控除する制度は負担が大きいため、廃止すること。
- (2) 共済に加入して間もない時期でも、取引先の突発的な倒産に対して貸付が受けられるよう6ヶ月未満の貸付制限を見直すこと。

4 労働

1. 雇用・労働施策の拡充

1. 急速な少子高齢化が進展する中で、貴重な労働力である子育て世代の労働者がその能力を発揮するためには、働きながら育児ができる環境を整備する必要があるため、認可保育所においては、土・日曜日保育の実施と延長保育時間の拡充や病児保育に対応することを認可条件にするとともに、保育所に対して必要な経費を支援すること。
2. 働き方改革関係法令の施行に伴い、その運用にあたっては、中小企業にとって過度な負担とならないよう十分に配慮するとともに、多様な働き方の実現に向け、中小企業が対応しやすい環境を整備すること。
3. 働き方改革による時間外労働の上限規制については、中小企業への適用猶予が来年3月で終了となるが、立場の弱い中小企業では、取引先の都合等により依然として実施が困難な状況にあることから、時間外労働につながる取引慣行の見直しを推進するとともに、中小企業への適用猶予を延長すること。
4. 定年延長や継続雇用の延長など高齢者の雇用環境整備に取り組む小規模・零細事業者に対し、省力機械の導入や肉体的負荷を軽減する機器の導入などに対し積極的な支援策を講じること。

2. 中小企業の雇用対策

1. 雇用対策の推進に当たっては、地域中小企業の雇用実態を十分に把握し、中小企業にとって活用しやすい雇用対策並びに労働環境整備のための新たな助成制度等の措置を講ずること。また、若者、女性、高齢者等の総合的な就業対策を強化、推進し、中小企業においても若年者や高齢者等の採用・確保への環境を整備し、支援を強化すること。さらに、日本のものづくり技術を継続、発展させるため、産業労働人口の減少対策として、長期的視野に立った支援策を講じること。
2. 地域産業を支える製造業・建設業等の技能者の育成、技術・技能継承への支援を強化するとともに、人材育成機関としての中小企業組合に対する支援・助成策を講ずること。また、技能検定制度の拡充を強力に推進する

こと。並びに技能検定試験を実施する中小企業組合への支援を強化すること。

3. 「月60時間超の時間外労働への割増賃金率(50%)」については、中小企業への猶予措置が令和5年3月に廃止される見通しであるが、長時間労働の要因は業種や職種、企業規模によっても現状や背景が異なることから、対応に困難な中小企業に対して長時間労働抑制に向けた支援策の整備を行うこと。
4. 専門的・技術的分野の外国人材の受入れについては、業界ニーズを把握し、手続きの簡素化や対象分野の拡充を図るなど中小企業の実態に十分配慮すること。

3. 最低賃金制度

最低賃金の見直しにあたっては、地域最低賃金審議会の自主性を尊重し、地方の中小・零細企業の経営状況や雇用実態、支払い能力等の把握に努め、中小企業の生産性向上の進展状況を踏まえた上で慎重に行うこと。なお、国は早い時期に最低賃金の大幅アップを行うことを目標に掲げているが、中小企業・小規模事業者の経営にさらに影響を与えることから実施しないこと。

また、最低賃金制度を見直し、地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金を一本化すること。

業種別や地域に囚われることなく高い水準で最低賃金を一元化する「全国一律最低賃金制度」については、地域ごとの産業の集積や生活費等の差異を無視しており、特に地方において労務費の圧迫により中小企業・小規模事業者の倒産・廃業を招き、経営者・従業員の雇用の場の喪失を招きかねないことから、現行の最低賃金制度を維持すること。

4. 社会保障制度

1. 社会保障制度については、そのあり方に対する国民と企業の不信感を取り除くため、将来的に安定した制度の確立に取り組むこと。また、社会保険料の安易な引き上げによって、中小企業の活力の維持・発展を阻害することがないよう十分配慮するとともに、中小企業の経営実態に即した社会保障制度の改革と保険料の負担率の見直しを早急に進めること。
2. 協会けんぽの安定的な財政運営による保険者機能の強化を図るとともに、中小企業及びその従業員の負担増につながらないよう、国庫補助率を本則どおり補助すること。また、それぞれの健康保険者への公費負担の拡充をはじめとする高齢者医療の負担や保険料率の設定のあり方を見直すこと。

5. 教育・人材育成

1. 大都市圏への人口の一極集中を是正し、地域に必要な人材を呼び込み、地方の中小企業の人材確保を促進するため、UIJターン等に係る各種助成を創設・拡充すること。
2. 中小企業にとって、大学等新規学卒者をはじめ、将来を担う優秀な人材の確保や定着・育成は大きな課題となっているため、国、都道府県及び訓練実施機関等は、高等教育機関との連携を密にし、組合等連携組織などを通じた人材の確保・定着を支援するとともに、第10次職業能力開発基本計画に基づき職業訓練や職業能力評価等を着実に実行して、中小企業の持続的な雇用と技術・技能継承のための取り組みを強力に支援すること。

6. 外国人技能実習制度

外国人技能実習制度が効果的かつ円滑・適法に実施されるよう、次の措置を講じること。

- (1) 新外国人技能実習制度について、趣旨・目的を踏ま

え、監理団体にとって過度な規制強化とならない、適正な実施と制度運用の監視を行うこと。

- (2) 現在の技能実習2号移行対象職種は、80職種144作業(令和元年5月28日現在)と限られた範囲であることから、中小企業の雇用状況に対応した対象職種・作業を随時追加拡大すること。
- (3) 移行対象職種以外の職種においても、受入人数枠拡大などの措置を講じること。
- (4) 失踪者が増加する中で、監理団体に対する監督や法規制の強化だけでなく、警察と入国管理局とが連携を強化し、不法滞在者の取締の徹底など失踪対策を講じること。
- (5) 外国人技能実習機構を通じて行う監理団体に対する許可、技能実習計画の認定、実習実施者の届出等の手続きが円滑に行われるよう提出書類の簡素化を図るとともに外国人技能実習機構における申請から認定までの事務処理期間の短縮を図ること。

7. 専門的・技術的分野の外国人材の受入れ拡大

本年4月の改正入管法施行により開始した新たな在留資格「特定技能」に基づく外国人労働者の受入れについては、特定産業分野として14業種が対象となっているが、これ以外にも人手不足が深刻化している業種が多くあるため、受入れの対象となる業種を拡大すること。

8. 多文化共生の推進

外国人技能実習生など増加する外国人と日本人の共生を推進するとともに、外国人材が活躍できる環境を整備するための施策を強化すること。

9. 労働関係法令の見直し

労働基準法をはじめとする種々の労働関係法令の見直しについては、中小企業における雇用実態等に配慮し、検討すること。

10. 長時間労働抑制のための諸対策に係る補助・助成の拡充

運送事業におけるドライバー等の労働者が携わる現場においては、発着現場における荷待ち時間が長時間化している実態から、国は、優位性のある顧客等運送利用者に対し、適正な取引環境となるよう周知徹底すること。また、長時間労働抑制が促進されるよう、中小企業に対する労働時間の短縮を支援する助成金の拡充等を講じること。

11. 働き方改革推進に向けた支援策の充実

働き方改革関連法について平成31年4月1日から改正事項が順次施行されているが、漠然とした働き方改革に対する懸念や人材不足が深刻化している中小企業が働き方改革に円滑に対応できるように、官公需の発注時期の平準化や取引価格の適正化、働き方改革推進のための計画策定や助成金申請等の個々の事業者に対応した支援策を充実させること。

また、活用できる助成金制度の周知・活用促進、申請にあたっての書類・手続きの簡素化等に配慮すること。

5 エネルギー・環境

1. 環境・エネルギー

1. 中小企業が取り組む、環境配慮型の経営、製品開発、新技術の導入及び新素材開発に対する助成・支援制度の拡充を図ること。特に、「エコアクション21」、「J-クレジット制度」の周知を強化するとともに、認証取得事業者への税制面、補助金支援等の優遇制度を創設すること。

2. 中小企業が取り組む環境保全義務対策(緑化・騒音・水質・PCB・アスベスト除去等)に対する助成の拡充を図ること。
3. 土壌汚染対策法を着実に実施するためにかかる調査及び除去等の措置については、中小製造業者等の過度な負担とならない措置とするとともに、技術開発や経済的支援の抜本的拡充を行うこと。
4. 中小企業者がJ-クレジット制度を利活用する場合、税制や資金等について優遇措置を講ずること。
5. エコリース促進事業補助金は、再生可能エネルギー設備や低炭素機器をリースで導入した際リース総額の2~5%を補助する制度であり、積極的な設備投資を行う上で有効な手段であるが、今年度から工作機械等一部が除外されたため、対象機器の復活と予算の増額を行うこと。
6. 中小企業の災害に対する事前対策のための自家用発電設備等導入事業補助金の更なる拡充と新たに耐震化、制震免震装置等に対する補助制度の創設を行うこと。

2. 原油・原材料高騰への支援策の強化

1. 為替変動を背景とした原油・原材料価格が不安定に推移する中、中小企業にとっては調達コスト、物流コストの変動により、経営の安定化に影響を与えている。原油、原材料、電力等の資源・エネルギーの安定供給並びに価格の適正化のため、総合的な資源・エネルギー支援策を推進すること。
2. 中小企業は、燃料・原材料価格を徹底したコスト削減や省エネ対策を講じ、上昇分を補うべく自助努力を行っているが、限界があるため、国は価格上昇分を円滑に価格転嫁できるよう支援策を講じること。
3. 原材料等の価格の高止まりは恒常化し、中小企業の経営を圧迫し続けている。加えて、急激な原油価格の変動により、石油関連の原材料価格や在庫量も大きな影響を受けることから、安定した価格で供給する体制を構築するなど総合的な支援対策を講じること。

3. 電力の安定供給と省エネ・節電対策支援の強化

1. 電力会社が買い取る再生可能エネルギーで発電された電力量の増加にともない、電気料金に上乘せされている「再生可能エネルギー発電促進賦課金」も年々増加し、中小企業の経営を圧迫しているため、賦課金の増抑制策を早急に実現すること。
また、賦課金の減免制度は設けられているが、制度の見直しにより適用要件が引き上げられ一段とハードルが高くなったことから、再度、減免制度を見直すこと。
2. 電気事業法で定められている高圧電力料金における契約電力のデマンド制について、基本料金の算定期間の短縮(1年→6ヶ月)又は一定期間内における最大と最低の平均電力量とする料金制度へ改定すること。
3. 中小企業は、大企業に比べ製造コストに占める電気料金の比率が高く、代替手段も乏しいため、電気料金の高止まりは、中小企業経営に大きな影響を与えている。原子力発電所の立地地域が求める防災対策等に万全を期すとともに、地元住民の理解を前提に、安全が確認された原子力発電所の再稼働を行い、電気料金の引き下げと電力の安定供給を図ること。
4. 中小企業に対する省エネルギー設備導入や申請手続きの簡素化、補助率の引き上げとともに、事業者間連携の取組みへの支援を強化すること。
5. 地域や業界に省エネルギーの取組みを普及させるためには、中小企業組合の活用が効果的であり、中小企業組合が省エネルギー計画を作成し、この計画に参加する構成員企業を支援する中小企業組合向け省エネルギー補助制度を創設し、自家発電、空調、LED照明等の省エネルギー設備の導入を加速させること。

4. 有害物質除去への支援

国・県等行政の指導により、防火対策としてアスベストを使用して建設した中小企業組合等の共同施設におけるアスベストの除去や囲い込み工事への支援措置、及びPCB(ポリ塩化ビフェニル)の処理への支援拡充など、有害物質除去に対して支援を行うこと。

6 工 業

1. ものづくり支援対策

1. 通称「ものづくり補助金」については、中小企業・小規模事業者の設備投資意欲の促進、事業の多角化、経営意識の変革等、地域の産業社会を活性化する役割を担っており、事業を通じて開発した試作品等の商品化等をより確実なものとするためにも、本事業を恒久化すること。
2. ものづくり・商業・サービス革新補助金は、平成27年度補正予算から補助金の取り扱いとなったが、ものづくり補助金の継続にあたっては基金造成での執行とし、事業者が十分な研究を実施し成果を出せるよう事業実施期間を確保すること。
3. ものづくり補助金などの各種補助金等の施策は拡充されているが、その申請手続きが煩雑で中小零細企業には難しく、出来るだけ簡潔な申請書類とすること。また、給与総額の増加等が審査の加点項目となっている補助金もあるが、生産性向上に取り組んだ成果で給与総額が減少した等実態に合わない場合があるため見直すこと。
4. 中小企業者等がコネクテッド・インダストリーズ(IoT、AI、ロボット等の活用)に基づく、革新的技術への取組みに対する支援を行うこと。
5. 知的財産の係争に対する環境整備を図るなど中小製造業者等の知的財産活動に対する支援を拡充すること。
6. ものづくり中小企業が保有するものづくり技術を支えていく技能者を育成するには時間と費用を要し、また若い人材の確保が必要であるため、ものづくり産業の担い手育成・確保に向け、ものづくり中小企業の魅力発信、県内の高校・大学との交流の促進、トライアル雇用の拡充等によるものづくり中小企業への就労及び人材育成につながる支援策を拡充すること。

2. 不当廉売及び優越的地位の濫用の防止、下請取引の適正化

1. 不当廉売及び優越的地位を濫用した不公正な取引方法に対して、国は迅速かつ的確に、実効性のある対処を行うこと。
2. 弱い立場にある下請中小企業者が親事業者・発注事業者による優越的地位の濫用等により不当な取引条件を強要されることがないように法制度や業種別ガイドラインの周知徹底を図ること。また、対象となっていない不公平な取引が顕著な業種についても迅速かつ的確に対処すること。
3. 中小企業は、円安による原材料費の高騰分や消費税増税分を製品価格に転嫁することが難しい状況にあるため、下請代金支払遅延等防止法を厳正に運用し、事業活動が円滑に行われる公正で対等な取引環境になるよう立入検査等を強化するとともに、必要な対策を講ずること。
4. 中小企業組合を通じて行う取引条件の改善のための取組みへの積極的な協力・支援体制を確立すること。

3. 地場産業・伝統的工芸品産業の振興対策

ものづくり基盤を支える地場産業や伝統的工芸品産業において、技術保持者の廃業により地域独特の文化の担い手が途絶えることにつながることから、存続発展を図るため、国は抜本的な対策を講ずるとともに、業界の活性化

と産業の振興を強く進める各産地の協同組合等への支援も併せて行うこと。また、それら地場産品の販路を拡大するための支援制度を充実すること。

4. HACCPに沿った衛生管理の導入に向けた支援策の創設

食品衛生法等の一部改正により食品の安全確保を図るため、食品衛生管理の国際標準であるHACCPに沿った衛生管理が全ての食品等事業者¹に義務づけられることとなっている。HACCPに沿った衛生管理を導入するためには、まずはHACCPに関する認識を高める普及啓発が必要であるが、財政基盤の脆弱な中小企業にとっては、事業所内で導入を進める人材の育成や設備整備にかかるコスト負担などハードルが高いことから補助制度や税制等を含めた支援策を創設すること。

5. 新分野進出に向けた大学・公設試験研究機関等の機能拡充・強化

第4次産業革命と呼ばれるIoT、ビッグデータ、ロボット、人工知能(AI)等による技術革新は、めざましいスピードで進行しているが、高度な技術、ノウハウを持つ中小企業が自社の技術をどのように活用できるか苦慮しているため、意欲のある中小企業の持つ高度な技術が活かされるよう、大学・公設試験研究機関等の機能・体制を拡充・強化するとともに、試験機器等の充実を図り、より一層利便性を高めること。

6. 印刷業における支援

経営環境の変化が著しい印刷業において、需給の状況を考慮した適正な価格による需要の確保ならびに拡大を図る支援策を講ずること。

7. 高力ボルト(ハイテンションボルト)不足への対応強化 ビルや橋梁などの鉄骨を結び付ける高力ボルト(ハイテンションボルト)の不足による納入遅れのため、工期が短い中小物件では対応が難しくなっている。現状が続くと、建設工事の大幅な遅れだけでなく、ボルトが調達できず建設計画が中止になるおそれもあるため、ボルト不足を解消するための対応を強化し、さらなる支援策を講ずること。

7 商 業

1. まちづくり、中心市街地活性化

1. 極めて厳しい状況下にある商店街の活性化を図るため、商店街関連予算の拡充を図るとともに、地域社会を支えまちづくりの担い手でもある商店街の自助努力を支援するため、来客誘致のための集客イベントの開催や駐車場対策など地域住民の利便性向上に向けた支援策を一層充実すること。
2. 人口減少が深刻化する中で、地域の活性化を図るため、改正まちづくり三法の趣旨に沿った機能的なまちづくりの推進と中心市街地の再生を図る取り組みを強力に推進すること。
3. 中小商業の活性化のための支援を拡充・強化すること。次世代への円滑な事業承継を行えるよう支援策の拡充とともに、その施策の実効ある活用を促進するため周知徹底を図ること。
4. 賑わいと魅力ある「まちづくり」を推進するため、まちづくり三法(大店立地法、中心市街地活性化法及び都市計画法)の見直しを速やかに行うこと。
5. 公共・公益性のある共同施設(アーケード、駐車場等)は地域の活性化、地域社会の維持・発展に大きな役割を担っており、その設置、修繕及び維持管理の費用に対する助成制度を拡充・強化するとともに、これら施設に係る固定資産税等の負担軽減措置を講ずること。

6. 自然発生的な商店街が人口減少や後継者難から疲弊している中で、地域事業者で構成する共同店舗は、地域に残された唯一の人工商店街であり、商店街の空き店舗対策など商店街組織に対する支援施策の対象に共同店舗を明確に位置づけ、空きスペースの入居費(賃貸料)や改装費等の助成制度を創設すること。
7. 地域の商店街が新たな事業に取り組むにあたり、それらを統括できる人材、また事業推進にあたり外部機関への申請手続きや折衝等を行うことができる人材を恒常的に育成する制度を創設すること。
8. 高齢者等の買い物弱者に対する支援策として、地域密着型の機動性のある地元商店街組織、商業者施設及び中小の流通事業者を活用すること。
9. 低迷を続ける個人消費を拡大し、地域経済の好循環をより確実にするため、平成26年度補正予算により地方創生交付金で実施し大きな成果があった「プレミアム商品券」の発行など、効果的な個人消費喚起策を講ずること。
10. 意欲ある中小小売業者によるハード・ソフト面の取組みに対して、補助金制度を創設すること。
11. 商店街は魅力あるイベントの実施等によって活性化を目指すことが求められているが、近年、店主の高齢化・後継者不足による廃業や空き店舗の増加、魅力ある個店の減少等を背景に商機機能が弱体化し、厳しい状況が続いていることから、継続的な集客促進、需要喚起、商店街の体質強化に効果のある補助金制度を構築すること。

2. 商店街振興組合等に対する優遇措置

法人格を有する商店街振興組合や商店街協同組合は、各種事業を通して各市の地域活性化に貢献するとともに、法人税等の納税の社会的責任を果たし、任意の商店街組織と比較して責任の所在が明確であることから、国等の補助事業の実施にあたっては、任意の商店街組織と補助率や補助限度額等に差を設けるなどの優遇措置を講ずること。

3. 大型店等に対する適正な規制・指導の強化

1. 大規模集客施設の郊外開発行為に対して、厳格かつ適正に対処するため、土地利用に関するゾーニングの条例やガイドラインの制定を促進すること。
2. 大型店や大資本チェーン店、地権者などに商店街組合への加入や、地域交流、商店街活動及び社会貢献への積極的な協力を求める地域貢献条例等の制定を促進すること。

4. 公正な競争環境の整備・下請取引の適正化

中小小売業は大手量販店との価格差により経営が悪化し続け、将来展望が開けない状況となっているので、公正取引委員会はこのような中小小売業の現状を直視し、「独占禁止法」や「業種別ガイドライン」等を厳正に適用し、不当廉売・不当表示等の不正な取引に対し迅速かつ実効性のある処分を行うこと。

5. 生産性向上・経営力強化に対する支援

中小企業・小規模事業者が、キャッシュレス対応等に伴うレジ・システムやIoT等の新しいIT技術の導入・運用に取り組むための支援策を強化すること。

6. 団地組合の再整備に係る支援策の創設等

卸商業団地などの団地組合は地域の産業や雇用を支える存在であり、災害時の防災拠点としての機能も有していることから、再整備に対して支援を行うこと。

7. 「中古自動車販売士」の国家資格化

中古自動車販売士制度は、販売員の資質向上により業界全体のレベルアップに貢献するため、中古自動車販売士

の地位向上のため、国家資格化すること。

8. キャッシュレス・消費者還元事業について

消費税増税に伴う需要平準化対策として実施されるキャッシュレス・消費者還元事業においては、決済事業者に加盟店登録の裁量が委ねられているが、キャッシュレス取引を推進しようとする中小・小規模事業者が決済事業者の都合で、加盟店登録できず決済手数料補助や端末補助を受けられないことがないよう十分配慮すること。

8 サービス業

1. 中小企業物流対策支援

1. 安心・安全な輸送手段の確保のため、高速道路等の修繕・保守・再整備を強化すること。
2. 中小企業・小規模流通業・物流業の適正取引の推進、人材確保、経営改善など、物流効率化のための経営革新への取組みに対する支援措置を拡充すること。

2. 高速道路割引制度

1. 平成26年4月より高速道路通行料金の新割引制度が開始され、主に業務目的で高速道路を利用する機会の多い車両を対象とする大口・多頻度割引は、経済対策による激変緩和措置(車両単位割引率が10%加算され最大40%)が平成28年12月末まで全車両に適用されていたが、平成29年1月からETC2.0車載器の搭載車に限っての適用となったため、全車両に激変緩和措置を適用すること。
2. 平成26年4月の高速道路料金割引制度の見直しにより、事業者の輸送コストが増加している。小規模事業者の輸送コスト削減はもとより、「休日上限1,000円制度」などの、観光需要を喚起し地域活性化を促すような多面的な割引制度となるよう再度見直すこと。
3. ETCマイレージポイント還元率を拡大すること。
4. ETCコーポレートカード利用による平日朝夕割引の割引対象となる地方部最大100Kmまでの走行分について大口・多頻度割引の割引対象走行にすること。
5. 事業協同組合等が行う共同精算事業において、ETCコーポレートカードの利用約款の変更により、違反点数の累計期間が3ヶ月から2年に延長されるなどにより利用停止措置が厳しくなったが、組合が組合員の運行管理に対する監督には限界があるので、見直すこと。
6. ETC大口・多頻度割引利用者への、道路法(車両制限令)違反に対する罰則の算定基準について、所有車両台数に応じた基準とすること。

3. 観光対策

1. 中小企業に勤める従業員等が、計画的に有給休暇を取得できるような環境作り並びにリフレッシュ休暇取得の喚起を国が積極的に努め、国民の観光旅行の参加機会を増大させること。
2. 耐震改修促進法の改正により、不特定多数の者が利用する大規模な建築物は、耐震診断を受け耐震補強しなければならないが、ホテル・旅館は耐震改修に係る負担が大きいので、事業者負担を最大限軽減するための制度を確立すること。
3. 現行の温泉法では、新たに温泉を掘削するには許可が必要であるが、これを拒む理由がなければ、許可せざるを得ないのが現状であり、誰でも温泉掘削が可能となる状況では泉源が枯渇する恐れがあるため、早急な対応策を図ること。
4. 入湯税の用途において「観光振興」と「温泉資源の保護」を促進すること。
5. 人手不足に悩む旅館業等中小サービス業の生産性向

上施策を強化・拡充すること。

6. 自宅やマンション空き室などに有料で宿泊させる民泊事業については、「住宅宿泊事業法」が定められルール化されたが、地域の生活環境を悪化させたり、旅館・ホテルの事業経営を圧迫する恐れのある無届事業者について取り締まりなどを徹底することとともに、国が地方自治体へ条例による規制についても指導し、安心・安全・衛生を守り、地域の実情に十分配慮した運用となるよう徹底すること。
7. 出国税(国際観光旅客税)の用途について、地方の観光地(特に温泉地)におけるソフト・ハードの観光基盤の拡充・強化に対して十分な財源を振り分けること。

4. 葬祭業者の登録制・届出制

現在、葬祭業は、墓地埋葬法第3条の遵守以外に許認可・届出等の法規制が存在しないことから、インターネットを活用して葬儀社の紹介に特化し、施行に対して責任を持たない事業者が増えている。一部地域では、火葬までの時間がかかるため、ご遺体保管をビジネスとして請け負う事業者も出現しており、公衆衛生上、近隣住民と大きなトラブルになっているケースもある。

このため、こうした問題の実態調査を行うほか、社会的な対応や現行法的根拠のない葬祭業界において、登録制・届出制とすること。

5. 自動車修理業における適切な工賃の確保

自動車修理業においては、自動車所有者から事故車の修理等を受注し、自動車所有者が保険契約する損保会社との交渉により修理等の工賃(技術料)を決定しているが、損保会社が示した指数制度方式での価格が車体整備業界の基準として採用され、本来かかるべき工賃(技術料)が削られてしまうことがほとんどであり、損保会社の下請け的な立場にある修理業者はこれに従わざるを得ず、適正な取引とは言えない状況にある。

令和元年10月に消費税率が10%となった場合、さらに修理業者の経費負担が増え、経営を圧迫する恐れがあることから、適正な取引により工賃が確保されるよう措置をすること。

6. 高速道路に隣接した物流拠点の整備

運送業界の人手不足の影響により、地方の生花市場に商品が集まらなくなってきている。岐阜県高山市や長野県で生産される花きの一部は、本県内を高速道路で通過するにも関わらず、高速道路を降りる時間的・費用的ロスをカットするため、名古屋の市場のみに卸すようになった。そのため岐阜生花市場では、名古屋市場に隣接する倉庫に倉庫料の支払い商品を保管しており、名古屋まで取りに行かざるを得ない状況である。

このような物流における課題は、当業界に限らず全業種共通と考えられることから、高速道路を降りることなく荷下ろしができ、一般道からの荷物の受領を可能とするため、高速道路のインターチェンジやサービスエリアに隣接した物流拠点を設置すること。

要望事項は随時お聞かせください

毎年開催される「中小企業団体全国大会」では、中小企業施策に係る国等への要望事項を決議しています。本会においても中小企業及び組合等に関する施策・制度等の充実・強化のため、毎年要望事項を提出し施策に反映されるよう努めています。

県下の組合や組合員、業界において直面する諸問題、国等へのご意見がありましたら、ぜひ本会にお知らせください。

「地域資源活用研究事業」経過報告(3年目:第1回・第2回)

一最終年度キックオフ

中央会では、事業者間による横断的且つ継続的な交流により、3年間の計画で新商品・新技術開発を目指す「地域資源活用研究事業」を2017年度から実施している。今年度は最終年度として全7回の検討会を開催し、前半に商品完成、後半に権利や知財の取扱い、販路や情報発信の方法について研究をすすめる予定である。コーディネーターは引き続き中小企業診断士の道家睦明氏が担い、陶磁器、刃物、食品、樹脂、木材、シリコンといった製造加工業やデータサービス業に携わる事業者らの連携による開発に挑む。

具体的には、間伐材使用の使い捨てエコスプーンや陶片を使ったボード、機能性を高めた食器など複数のプロジェクトが進行している。

第1回の検討会は、8月9日にOKBふれあい会館、第2回は9月12日にテクノプラザ研修室で開催し、各プロジェクトの進捗状況の報告及び意見交換を行った。

最終年度の成果にご期待ください!



第2回検討会の様子

ぎふものづくり連携倶楽部(G-club)の活動報告

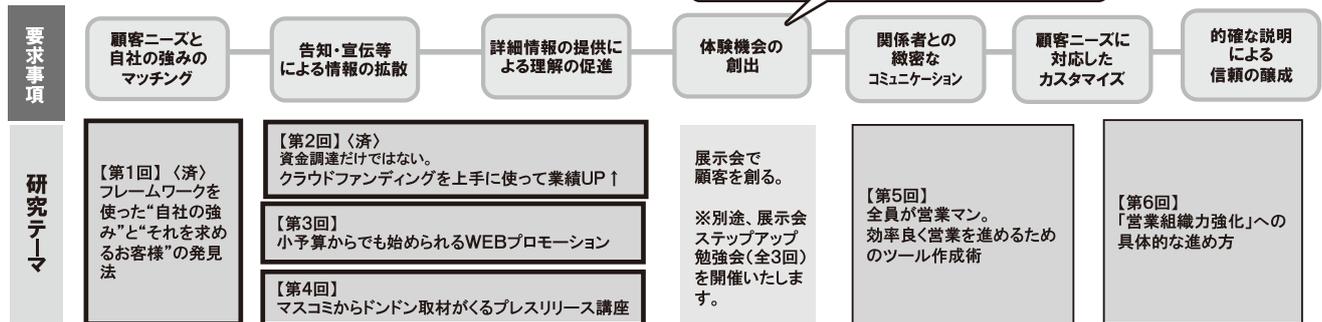
一マーケティング研究会・展示会出展に向けた勉強会を開催一

ものづくり補助金を活用して開発した新製品・技術等の販路拡大を目的に、製品販売や受注獲得に至るまでの“各プロセスに合わせた”マーケティング手法についての研究会(全6回)を開催する。また、メッセナゴヤ2019に出展する

機会に合わせ、展示会を成功に導くためのテクニックを学ぶステップアップ勉強会(全3回)も開催する。

今後もものづくり補助金事業に取り組んだ岐阜県内事業者の経営力向上に向けた活動にご注目ください!

〈事業の流れ〉



中央会日誌

(7月21日~9月20日)

【中央会事業】

- 8月 9日 地域資源活用研究事業
- 23日 青年中央会 ガヤガヤ会議
- 26日 中央会 正副会長会議
- 29日 中央会 青年部組織化推進事業
- 9月12日 地域資源活用研究事業

組合等ブランド強化支援事業

- 7月25日・8月21日 協同組合岐阜県刃物会館
- 26日・8月30日 晋山窯ヤマト(下石陶磁器工業協同組合)
- 8月1・19日、9月2・17日(仮称)岐阜和傘協同組合

組合等支援事業

- 7月27・28日、8月3日、9月7日 岐阜県自動車整備商工組合
- 29日 岐阜電気工事協同組合
- 8月 4日 岐阜県自動車車体整備協同組合
- 20日 岐阜県眼鏡商業協同組合
- 21日、9月18日 岐阜県既製縫製工業組合
- 23日 高山建設業協同組合
- 26日 岐阜県プラスチック工業組合青年部
- 9月 5日 岐阜県印刷工業組合
- 13日 岐阜県生コンクリート工業組合青年部
- 17日 岐阜県舞台設備管理事業協同組合

【出席会議等】

- 7月23日 岐阜働き方改革推進協議会
- 岐阜中金会 経営者セミナー
- 31日 岐阜地方最低賃金審議会・岐阜県最低賃金専門部会
- 岐阜県公衆浴場入浴料金審議会
- 岐阜県最低賃金審議会・専門部会
- 中部経済産業局管内官公需適格組合
連絡協議会通常総会
- 2日 岐阜県最低賃金専門部会
- 5日 岐阜県最低賃金専門部会・岐阜地方最低賃金審議会
- 6日 岐阜県共同募金会評議員会
- 9日 岐阜企業力強化連携会議全体会議
- 21日 岐阜地方最低賃金審議会
- 28日 岐阜県日本語教育の総合的な体制づくり推進検討委員会
- 9月 7日 益田建設業協同組合創立60周年記念講演・祝賀会
- 10日 公明党岐阜県本部・団体懇談会
- 11日 特定最低賃金合同専門部会
- 岐阜県日本語教育の総合的な体制づくり推進検討委員会
- 17日 東海・北陸ブロック共済会議
- 18日 岐阜県米菓工業協同組合創立70周年記念式典・祝賀会
- 19日 外国人材雇用に関する意見交換会



©岐阜県 清流の国
ぎふ・ミナモ 0682

組合事務局 キラキラ職員レター

組合事務局でキラキラと働いている職員の方を、キラキラした川の水面に住む妖精「ミナモ」が紹介するコーナーです。さわやかな川の流れのように、人々が出会い、絆を深めるきっかけとなることを願っています。



門屋町 有紀さん 岐阜生花市場協同組合
(岐阜市前一色3丁目6-10)

学生時代に花の生産を学び「お花と生きていきたい!」と思っていたので、岐阜生花市場(協)に就職が決まったときは“やったー”という気分でした。

事務、切り花営業を経て、今は鉢物営業を担当しています。生産現場を訪問して栽培の様子や生産者のこだわりを直接伺い、生花店の特色に合わせて提案をしています。男性中心の職場で(営業は女性1人です)繁忙期は朝早く夜遅いなど大変なこともあるのですが、お花の仕事は本当に楽しいです。

今年で勤続20年目を迎えます。キャリアを積む中で仕事のやり方についても提案できるようになってきました。責任は重いですが、やりがいがあります。

生花市場にはたくさんのお花が集まります。自分で花束をアレンジすることもあります。変わったお花が手に入ることは職員の特権でしょうか。最近では多肉植物に凝っています。

ドライブが好きで、遠くの生産者のところへもひよひよと出かけていきますし、休日はおしゃれなカフェめぐりをしています。

岐阜県には熱意のある生産者がたくさんいらっしゃいます。これからも地元のお花を多くの方に楽しんでいただけるように頑張ります!



今川 祐子さん 協同組合陶の里いちのくら
(多治見市市之倉町6丁目30番地の1)

出身地である市之倉町に貢献できる仕事をしたいという思いから、組合が運営する「市之倉さかづき美術館」のオープニングスタッフとして働き始め、現在は支配人として美術館の運営全般に携わっています。今年で勤続18年目、支配人としては13年目を迎えます。

組合職員は7名で全員女性です。美術館のイベントの企画や売店のレイアウトなどは、皆が活発に意見を出し合って決めています。今後も女性の視点を活かして、当組合ならではのイベント等を企画し、陶磁器に興味のある方々が気軽に集まれるような場所にしていきたいと思っています。

趣味は陶磁器の「金継ぎ」です。金継ぎとは、欠けてしまった陶磁器を漆で接着し、その継いだ部分に金の装飾を施すことにより修繕することです。作業だけでなく、愛着のあるものを長く使うことができる意味でも楽しんでます。

オススメは作陶体験です。作陶を体験すると、器を違った目で見ることができるようになり、更に興味が湧くと思います!

当美術館内には作陶体験ができる「幸兵衛窯作陶館」がございます。ぜひ一度ご体験ください。

組合士の問題に挑戦!

中小企業組合検定は、組合事務局で働く役員職員が職務を遂行する上で必要な知識に関する試験で、「組合会計」「組合制度」「組合運営」の3科目があります。試験に合格し実務経験を持つ方に、中小企業組合士(通称「組合士」)の称号を与える制度で、毎年12月の第1日曜日に実施しています。(主催:全国中小企業団体中央会 後援:中小企業庁 協力:都道府県中小企業団体中央会)

「中小企業組合検定」の過去問と解答例を掲載します。日ごろの組合運営の参考にしていただくとともに、ぜひ検定にもチャレンジしてください。

平成30年度「組合会計」より抜粋

問 次の取引についての仕訳を記入しなさい。勘定科目は勘定科目覧から選択して使用すること。
なお、消費税は税抜き経理を採用している。

1. 未払計上していた出資金配当金500,000円について所得税及び復興特別所得税20.42%を控除し、小切手で支払った。
2. 剰余金処分により計上していた教育情報費用繰越金160,000円につき、取崩しの処理をしなさい。
3. 組合員Bが期末に脱退することになったので、決算に際しBの本組合に対する出資金200,000円を未払計上する。

【勘定科目覧】

教育情報費用繰越金
教育情報費用繰越金取崩
預り金 当座預金 未払金
出資金 未払出資金配当金

(解答)

	貸方		借方	
	科目	金額	科目	金額
1	未払出資金配当金	500,000円	当座預金	397,900円
			預り金	102,100円
2	教育情報費用繰越金	160,000円	教育情報費用繰越金取崩	160,000円
3	出資金	200,000円	未払金	200,000円



景況レポート

令和元年
8月末調査
(前年同月比)

中小企業団体情報連絡員70名
の情報連絡票から

〔I〕8月の特色

◆景況感DI値マイナス35

前月比プラス4ポイントの改善

～依然マイナス30台の厳しい状況が続く～

◆売上高DI値を除く他の主要調査項目DI値が改善

〔II〕8月の概況

当月の景気動向を前年同月比の景況感DI値で見ると、好転0、悪化35で、DI値はマイナス35となり、前月のDI値マイナス39に対し、4ポイントの改善となった。

業種別の景気動向を前年同月比の景況感DI値で見ると、製造業のDI値はマイナス44となり、前月比6ポイントの改善、非製造業のDI値はマイナス26となり、前月比1ポイントの改善となった。

なお、回答のあった70業種のうち、前月調査より景況感が改善したとする業種は、製造業においては製麺、婦人・子供服、紙加工品の3業種(前月比+2業種)であり、悪化したとする業種は、燃糸の1業種(前月比-4業種)となった。

また、非製造業において改善したとする業種は、大垣市商店街、高山市商店街、貸植木業の3業種(前月比-2業種)であり、悪化したとする業種は、電設資材卸、青果販売、生花販売の3業種(前月比±0業種)となった。

主要な調査項目を見ていくと、売上高DI値はマイナス34で前月比4ポイントの悪化、販売価格DI値はマイナ

ス6で前月比1ポイントの改善、収益状況DI値はマイナス32で前月比6ポイントの改善、資金繰りDI値はマイナス5で前月比6ポイントの改善、雇用人員DI値はマイナス16で前月比2ポイントの改善となった。

コメントを見ると、製造業では、「自動車の売れ行きが非常に悪くなっており、見込み生産をしていた人気車種の生産もストップして、稼働率も本来の3割程度となる企業も発生しており、非常に厳しい現況である。(ニット工業)」、「景況悪化の要因は、陶磁器、タイル用坯土製造出荷量の減少が挙げられる。(窯業原料)」などマイナスの内容が報告された。

非製造業では、「電気の引込工事は前年比1.3%増加。(電気工事)」、「売上高は、前年同期に比べ10.8%増加。(土木(岐阜地区))」などプラスの内容が報告された一方で、「今年はお盆連休もあり、減少となった。お盆後も入荷量は少なく推移した。今年も猛暑で今後の産地の生育が気になる。(生花販売)」、「盆明け後は輸送量が減少し前年対比では減少。(貨物運送(岐阜地区))」などマイナスの内容が報告された。

また、消費増税に関連するコメントでは、「消費増税を控え、民間の建売が急増している。(管設備工事)」、「10月の消費増税によりリフォーム物件が多く9月中に完成しなければならない件数が増大している。(室内装飾)」といった内容が報告された。

<主な調査項目での動向>

6月次景況	
項目	DI値
景況	-35 (4)
売上高	-34 (-4)
販売価格	-6 (1)
収益状況	-32 (6)
資金繰り	-5 (6)
雇用人員	-16 (2)

カッコ内は前月比増減ポイント

【売上高の動向】

売上高DI値マイナス34、前月比4ポイントの悪化。

売上高が増加した業種は8業種(前月比-1業種)あり、製造業では婦人・子供服、機械すき和紙、特殊紙、非製造業では、電設資材卸、高山市商店街、土木(岐阜地区)、電気工事、木造建築である。

売上高が減少した業種は32業種(前月比+2業種)あり、特に繊維・同製品、窯業・土石、小売業、運輸業の区分で多かった。

【販売価格の動向】

販売価格DI値マイナス6、前月比1ポイントの改善。

販売価格が上昇した業種は4業種(前月比-1業種)あり、製造業の牛乳、縫製(既製服)、紙加工品、陶磁器(工業)である。

販売価格が低下した業種は8業種(前月比-2業種)であった。

【収益状況の動向】

収益状況DI値マイナス32、前月比6ポイントの改善。

収益状況が好転した業種は4業種(前月比+2業種)あり、製造業では銘木、非製造業では、電設資材卸、高山市商店街、木造建築である。

収益状況が悪化した業種は26業種(前月比-2業種)であり、特に食料品、繊維・同製品、窯業・土石の区分で多かった。

【資金繰りの動向】

資金繰りDI値マイナス5、前月比6ポイントの改善。

資金繰りが好転した業種は0業種(前月比±0業種)であった。

資金繰りが悪化した業種は4業種(前月比-4業種)であった。

【雇用人員の動向】

雇用人員DI値マイナス16、前月比2ポイントの改善。

雇用人員が増加した業種は2業種(前月比±0業種)あり、製造業の米菓、刃物等金属製品(内需)である。

雇用人員が減少した業種は13業種(前月比-5業種)であり、一般機械の区分で多かった。

県内中小企業

(8月末調査)

主要業種の景気動向

製 造 業		前年同月比						
区 分	業 種	調査項目	売上高	販売価格	収益状況	資金繰り	雇用人員	景況感
食 料 品	牛 乳		△	○	△	△	△	△
	食 肉 (国 産)		△	△	▲	△	△	▲
	菓 子		▲	△	▲	△	△	▲
	米 菓		△	△	△	△	○	△
	製 麵		▲	△	▲	▲	△	△
織 維 ・ 同 製 品	撚 糸		▲	▲	▲	△	△	▲
	ニ ッ ト 工 業		▲	△	▲	△	△	▲
	毛 織 物		▲	△	▲	△	△	▲
	合 成 織 維 織 物		△	△	△	△	△	△
	メ ン ズ ア パ レ ル		▲	△	▲	△	△	▲
木 材 ・ 木 製 品	製 材		△	△	△	△	△	△
	銘 木		▲	▲	○	△	△	△
	家 具		△	△	△	△	△	△
紙 紙 加 工 品	機 械 す き 和 紙		○	△	△	△	▲	△
	特 殊 紙		○	△	△	△	△	△
	紙 加 工 品		△	○	▲	△	△	△
印刷	印 刷		▲	△	▲	△	△	▲
化学ゴム	プ ラ ス チ ッ ク		▲	△	△	△	△	△
窯 業 ・ 土 石	陶 磁 器 (工 業)		▲	○	▲	△	△	▲
	タ イ ル		▲	△	▲	△	△	▲
	窯 業 原 料		▲	△	▲	△	△	▲
	石 灰		▲	▲	▲	△	△	▲
	生 コ ン ク リ ー ト		△	△	△	△	△	△
	砂 利 生 産		△	△	△	△	△	△
鉄 鋼 ・ 金 属	碎 石 生 産		▲	△	△	△	△	△
	鑄 物		▲	△	△	△	△	▲
	刃 物 等 金 属 製 品 (輸 出)		△	△	△	△	△	△
	刃 物 等 金 属 製 品 (内 需)		△	△	△	△	○	△
一 般 機 械	メ ッ キ		▲	△	▲	△	△	▲
	県 金 属 工 業 団 地		△	△	△	△	▲	▲
	可 児 工 業 団 地		▲	△	▲	△	▲	▲
輸 送 用 機 器	金 型		△	△	△	△	△	
輸 送 用 機 器	輸 送 用 機 器		△	△	△	△	△	

非 製 造 業		前年同月比						
区 分	業 種	調査項目	売上高	販売価格	収益状況	資金繰り	雇用人員	景況感
卸 売 業	電 設 資 材 卸		○	△	○	△	△	△
	陶 磁 器 産 地 卸		▲	△	▲	△	▲	▲
	機 械 ・ 工 具 販 売		▲	△	▲	△	△	▲
小 売 業	青 果 販 売		▲	△	△	△	△	▲
	水 産 物 商 業		▲	△	▲	△	△	▲
	家 電 機 器 販 売		▲	△	▲	△	△	▲
	メ ガ ネ 販 売		△	△	△	△	△	△
	中 古 自 動 車 販 売		△	△	△	△	▲	△
	石 油 製 品 販 売		▲	▲	△	△	▲	△
	共 同 店 舗 (飛 騨)		△	△	△	△	△	△
	生 花 販 売		▲	▲	▲	▲	▲	▲
商 店 街	岐 阜 市 商 店 街		▲	▲	▲	△	△	▲
	大 垣 市 商 店 街		△	△	△	△	△	△
	高 山 市 商 店 街		○	△	○	△	△	△
サ ー ビ ス 業	自 動 車 車 体 整 備		△	△	△	△	△	▲
	長 良 川 畔 旅 館		▲	△	▲	▲	▲	△
	下 呂 温 泉 旅 館		△	△	△	△	△	△
	高 山 旅 館		△	△	△	△	▲	△
	ク リ ー ニ ン グ		▲	△	△	△	△	▲
	広 告 美 術		△	△	▲	△	△	△
	旅 行 業		△	△	△	△	△	△
	理 容 ・ 美 容 業		△	△	△	△	▲	△
建 設 業	土 木 (岐 阜 地 区)		○	△	△	△	△	△
	土 木 (飛 騨 地 区)		△	△	△	△	▲	△
	建 築 設 計		▲	▲	▲	▲	△	△
	鉄 構 造 物		△	△	△	△	△	△
	電 気 工 事		○	△	△	△	△	△
	管 設 備 工 事		△	△	△	△	△	△
	建 築 板 金		△	△	△	△	△	△
	室 内 装 飾		△	△	△	△	△	△
運 輸 業	木 造 建 築		○	△	○	△	▲	△
	貨 物 運 送 (岐 阜 地 区)		▲	△	▲	△	△	△
	軽 運 送		▲	△	△	△	△	△
其 他 の 非 製 造 業	貸 植 木 業		△	△	△	△	△	

凡 例 ○ : [増加]、[上昇]、[好転]
 △ : [不変]
 ▲ : [減少]、[下降]、[悪化]



全国の先進組合事例を収集した「先進組合事例抄録（平成30年度組合資料収集加工事業報告書）」より抜粋して紹介します。先進組合事例抄録は、過去のものを含め、全国中央会のホームページ上で「組合事例検索システム」として公開していますので、ぜひご利用ください。【組合事例検索システム】<http://jirei.chuokai.or.jp/newjirei/>

滋賀県菓子工業組合

高品質の滋賀羽二重糯プリン「湖の餅～tae～」登場

主な業種	菓子製造業				
住所	滋賀県大津市打出浜3番7号 滋賀県産業振興協同組合ビル2階				
URL	-		電話	077-525-5972	
設立	昭和29年7月	組合員	115人	出資金	136.5千円

■背景・目的

滋賀県では、代表的な菓子土産がないことが問題点として認識され、また当組合では共同購買事業のうちの米の手数料収入減少という問題があり、新たな収益源を開拓する必要があるという課題を認識していた。そこで、新たな組合事業として、滋賀県が誇る高品質の「滋賀羽二重糯」に焦点を当て、新商品開発に取り組んだ。

■取り組みの手法と内容

①推進方法

商品開発への取り組みの大きな流れは、(1)試作開発から商品化段階、(2)販売開始から事業拡大の2つに分けられる。

(1)試作開発から商品化段階

試作開発～商品化においては、組合理事会の承認の下で組合青年部と一部組合員で開発プロジェクトを立ち上げて商品試作に取り組んだ。また、パッケージデザインやコンセプト構築に関しては、デザイン事務所と契約してプロジェクトを推進し、滋賀羽二重糯プリン「湖の餅～tae～」を商品化した。

(2)販売開始から事業拡大

商品を発売し、組合員店舗での販売の段階で、理事長及び

副理事長が中心となって事業推進組織を立ち上げ、集中的に同一品質で製造～供給するための組織体制を構築した。その体制とは、特定の組合員にて集中して製造し、販売に参加している組合員（15店舗）に商品を供給するものである。また、商品の改善や、今後の商品開発における検討の場として「販売会議」を設置し、定期的実施している。

②今後の事業課題と展望

今後の課題としては、「販売店の拡大」「知名度向上／ブランディング」「商品開発（ラインナップの拡張）」「推進体制の進化」の4つとなっており、平成30年度は、イベント等を通じた知名度向上への取り組みを進めるとともに、「taeシリーズ」としてのラインナップ化に向けた商品開発を行っている。

■成果とその要因

組合運営に危機感をもつ組合執行部及び青年部が精力的に取り組む、デザイン事務所の協力を得てパッケージデザインなどに商品としての魅力を付加できたことが新商品開発の大きな要因となっている。

平成29年には190万円を超える売上となっており、今後は販売店の拡大や商品ラインナップの拡張を推進するなど、更なる事業展開が期待されている。

！キーファクター

組合青年部を中心に試作開発に取り組むとともにデザイン事務所と連携したこと、製造を組合員1社にして品質等の安定を図ったことが新商品開発実現の要因となっている。

播州皮革工業協同組合

青年部・若手の力を活用して産地ブランド化を推進！！

主な業種	なめし革・同製品・ゼラチン製造				
住所	兵庫県たつの市嘗田町広山64				
URL	http://www.ban-lc.com/		電話	0791-62-3611	
設立	昭和35年11月	組合員	75人	出資金	52,120千円

■背景・目的

たつの産皮革は長い歴史で培われた高い技術で、日本一の出荷量を誇り、あらゆる需要に対応してきたが、昨今は外国産の安価な素材にシェアを奪われ、時代遅れの素材となってしまうのではないかと危機感があつた。メーカーや問屋からは品質は世界レベルと評価されているが、エンドユーザーにはほとんど知名度がないため、たつの産皮革のブランド化を目指し事業がスタートした。

■取り組みの手法と内容

平成26年青年部、青年部OBを中心にBAN-LC（播州レザークラブ）を立ち上げ、各種即売会・イベントの開催、運営などを始める。また、エンドユーザー向けに直販即売会を行うため、組合事務所横の倉庫で「皮革展示直売会」を開催し、テストマーケティングを行ってきた。

平成30年2月、組合員が生産した天然皮革素材を販売する国内唯一の革産地の常設展示直売場を同組合事務所内にオープンし、様々な手触りや色合いの皮革素材約300点を市価の約半額で販売。オープンを記念し、靴やかばん、小物など皮

革製品約2千点も販売した。また革細工体験会も同時に開催し、家族連れも含め多くの来場者で賑わった。

展示直売場では常時、組合員それぞれが得意な加工を施した革を持ち寄っているため豊富な種類が展示でき、素材としての皮革が産地ならではの魅力的な価格で一枚から気軽に購入できる。個人で活動するデザイナー、趣味でレザークラフトを楽しんでいる人、素材として革を利用したい人、革についてもっと知りたい人などへ組合員自らが「革ソムリエ」となってたつの皮革のファンになって頂けるよう、革の厚さや柔らかさなど、作りたい革細工に最適な革を提案し、様々な要望に応える体制を整えた。

さらにたつの皮革をアピールするためにホームページのリニューアル、SNS発信等インターネットの活用を推進している。

■成果とその要因

オープニングイベントでは1,500人以上の来場者を集め、150万円以上の売り上げを計上できた。これは青年部懇親会での会話から生まれ、中央会等の助言を受け議論を重ね、ブランド化への構想を練ってきたことによる成果である。時代の流れに合った新事業を進めていくためには、若手メンバーの新たな発想や専門家の意見を柔軟に受け入れ、計画的に実行していくことが大切である。

！キーファクター

青年部が主となって有志を集めて設立した「BANSHU LEATHER CLUB（播州レザークラブ、略称BAN-LC）」が事業の企画、運営の中心を任せてきた。

「中小企業組合検定試験」にチャレンジしませんか!

中小企業組合士制度とは、中小企業組合の事務局で働く役職員の方が職務を遂行する上で必要な知識に関する試験を行い、合格者の中から一定の実務経験を持つ方に「中小企業組合士」の称号を与える制度です。全国で約3,000名(令和元年6月1日現在)が登録しており、組合をはじめ、都道府県中央会や商工中金などで活躍されています。

中小企業組合にはガバナンスの充実が求められており、広く社会の信頼を高め、社会的責任を果たすには、組合運営の経験と専門知識を備えた人材が必要です。組合の業務を執行する役員や実務を担う職員の方々に、是非チャレンジして頂きたくご案内致します。

- 【試験日】 令和元年12月1日(日)
- 【試験科目】 「組合会計」「組合制度」「組合運営」の3科目
- 【願書受付期間】 9月2日(月)～10月15日(火) ※願書は岐阜県中央会で配布しています。
- 【受験料】 5,000円(一部科目免除者は3,000円)

検定試験を受けて組合士になろう!!



会員組合からの声 “中小企業ぎふ” 7月25日発行号の アンケートより

【面白かった記事】

- ・クローズアップ企業
- ・事務局代表者懇談会

【会報誌の感想】

- ・各ページにおいての記事テーマがわかりやすく表記され、又、内容もまとまりが良く読みやすいです。これからも面白い内容を記載してください。
- ・各組合の新しい取り組みをどんどん紹介してほしい。
- ・職員のみなさんの笑顔の写真がすてきです。
- ・多種多様な企業や組合があり、様々な取り組みがなされていることがわかり参考になります。写真の掲載は記事を読むきっかけになるので重要さを感じます。

【中央会へのご意見、メッセージ】

- ・いつも適切にご対応いただきありがとうございます。
- ・研修会等ございましたら、時間の許す限り参加させていただきたいと存じます。

★読者プレゼントコーナー★

皆様からいただいたご意見を元に、今後も「役立つ」会報誌を目指していきたいと思っておりますので、ふるってご応募いただけますようどうぞよろしくお願い致します。

アンケートにお答えいただいた方の中から抽選で3名様に下記商品をプレゼントいたします。ご希望の方はアンケートにご回答の上、メール又はFAXにてご応募ください。

(協)下呂ショッピングセンター 組合員(菊の井ミート)
「豚味噌ステーキ・菊の井鶏ちゃん・手づくり焼き豚」

下呂ショッピングセンター「ピア」内にある下呂市のお肉屋さん「菊の井ミート」のオリジナルの鶏ちゃん、豚味噌ステーキ、焼き豚の人気商品の詰め合わせセットです。

下呂のお土産としてわざわざピアに立ち寄られる方も多そうですね!



3名

【アンケート】

タイトルに「会報誌プレゼント(9/25号)」とご記載ください。

- ①お名前 ②住所・電話番号 ③所属組合・企業 ④今号で面白かった記事
- ⑤中央会へのご意見(会報誌へのご意見や取材のご依頼等もぜひお知らせください)

【応募先】 岐阜県中央会 会報誌担当

メール kouhou@chuokai-gifu.or.jp 又は

FAX 058-273-3930

【応募締切】 2019年10月18日(金) ※プレゼントの当選は、商品の発送をもってかえさせていただきます。

自動車業界は「100年に1度」の変革期を迎えていると言われている。自動車の新しい技術やサービスを示す4つの言葉の頭文字CASE(コネクテッド化、自動化、シェアリング、電動化)で示される大きな波が同時に起きています。

2020年には自動ブレーキ搭載を義務化することが検討されるなど、自動化技術の進歩により自動車は衝突しない時代を迎え、私の担当している、自動車販売業者の組合では、いかに利益をあげていくのが課題となっています。

そんな中、組合が中央会の支援事業を活用して実施した研修会を通じて組合員に業界の最新情報が提供されました。その中で、自動化技術に欠かせないセンサー類は車体に取り付けられている物であり、センサーのズレや車体の歪みが自動化技術に誤作動・誤動作を引き起こす原因ともなりかねない。これは自動車販売業者にとっても新たなチャンスとなることをご紹介されました。また、今後、自動車はシェアリング等により必要な時だけ利用するといった使い方が増加すると言われています。そのため、法人所有の自動車が増加し、シェアリング等のサービスを提供する以上、自動化等の正常な機能を維持することも必須事項であり、自動車整備はより重要なものとなると考えられます。ここにも新たなビジネスチャンスが生まれることとなります。

今後、こう言った先見の明を養う事に繋がる機会の提供など、組合・組合員の課題解決に向けた事業活動の支援に取り組んで参ります。

職員コラム

中央会職員が交代で
徒然なるままに綴ります。



企画振興課
大島 達也

●組合業務に活かすことができる知識を習得しませんか？

「組合事務局スキルアップ講座」のご案内

参加
無料

ポイント①「岐阜」「東濃」「飛騨」3会場で実施!

②バージョンアップした『組合事務マニュアル』をテキストに使用!

③「制度」「会計」「運営」の3テーマを学べる!

岐阜県中央会では、組合事務局職員の方々を対象に、組合への理解を深め、日々の業務に活かせる知識を習得し、組合事務局のスキルアップを図るため、岐阜・東濃・飛騨の3会場で、「制度」「会計」「運営」のテーマ別研修会を開催します。研修では今年新たにリニューアルした『組合事務マニュアル』をテキストとして使用します。

今後の日程は下記のとおりです。全テーマの参加でも、一部のテーマのみの参加でもOKです。ぜひご参加ください。



制度

組合の基礎知識について再確認したい方はぜひご参加ください!

岐阜：(終了)
飛騨：10月18日(金)
東濃：11月12日(火)

テーマ：『基礎から再確認! 組合事務局が知っておくべき組合制度の知識』

内容：組合法や組合制度の基礎的な知識、書類作成のポイントや間違えやすい事項について、「組合事務マニュアル」をテキストとして使用し説明します。

講師：岐阜県中小企業団体中央会指導員

会計

組合会計を改めて学びたい方のご参加をお待ちしております!

東濃：10月8日(火)
岐阜：10月24日(木)
飛騨：11月15日(金)

テーマ：『改めて学ぶ! 組合会計の原則と決算関係書類の作成』

内容：組合会計の基礎的な知識から決算関係書類の作成、組合事務局として知っておくべき組合税制まで、組合会計について幅広く解説します。

講師：森靖税理士事務所税理士 森靖氏

運営

組合運営をスムーズに行うヒントを学びましょう!

飛騨：10月4日(金)
東濃：10月17日(木)
岐阜：11月19日(火)

テーマ：『組合事務局が組合運営をスムーズに行うためのポイント』

内容：組合活性化のための組合事務局の役割や組合の強み/弱みを知り、組合運営のポイントや考え方を学ぶことで組合実務に活かせるようにします。

講師：株式会社ディセンタ植野 健一氏

【開催場所】<岐阜会場>OKBふれあい会館 14階 展望レセプションルーム(岐阜市) 【開催時間】全回 14:00~16:00
<東濃会場>セラトピア土岐 3階 会議室(土岐市)
<飛騨会場>高山市民文化会館 2-3練習室(高山市)
詳細は、本会HP(<http://www.chuokai-gifu.or.jp/>)をご覧ください。

【お問い合わせ先】岐阜県中小企業団体中央会 指導課 (058-277-1102)

●ぎふものづくり連携倶楽部(G-club)からのお知らせ

・「メッセナゴヤ2019」に出展します!

岐阜県中央会では、日本最大級の異業種交流展示会「メッセナゴヤ2019(11月6~9日)」に出展します。

同展示会では、ぎふものづくり連携倶楽部(G-club)のメンバー(27社)が「ものづくり補助金」を活用して開発した新製品やサービス、技術等を展示・PRします。

ビジネスの幅を広げる絶好の機会として、是非ご来場ください。岐阜県中央会の展示ブースでお待ちしております。

詳細は、メッセナゴヤ2019のHP(<https://www.messenagoya.jp/>)をご覧ください。

・G-clubホームページをリニューアル!

このたび、昨年度のものづくり補助金(H29補)に取り組んだ事業者及び成果事例を追加し、G-Clubホームページをリニューアルしました。

ものづくり補助金活用事業者に限らず、広くビジネスマッチングの場として、多くの方にご活用いただけますので、ぜひご覧ください。

ぎふものづくり連携倶楽部(G-Club) ホームページ <https://g-club.gifu.jp/>

G-Club

